

上関町告示第23号

令和6年第2回上関町議会定例会を次のとおり招集する

令和6年5月27日

上関町長 西 哲夫

1 期 日 令和6年6月4日

2 場 所 上関町役場議事堂

○開会日に応招した議員

山谷 良数議員

海下竜一郎議員

柏田 真一議員

山戸 孝議員

清水 康博議員

右田千賀子議員

古泉 直紀議員

秋山 鈴明議員

山村 泰志議員

岩木 和美議員

○6月11日に応招した議員

○6月12日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和6年 第2回（定例）上 関 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和6年6月4日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和6年6月4日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 行政報告並びに議案提案理由の説明
 - 日程第5 議案逐条説明
 - 日程第6 陳情等について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 行政報告並びに議案提案理由の説明
 - 日程第5 議案逐条説明
 - 日程第6 陳情等について
-

出席議員（10名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 山谷 良数議員 | 2 番 海下竜一郎議員 |
| 3 番 柏田 真一議員 | 5 番 山戸 孝議員 |
| 6 番 清水 康博議員 | 7 番 右田千賀子議員 |
| 8 番 古泉 直紀議員 | 9 番 秋山 鈴明議員 |

10番 山村 泰志議員

11番 岩木 和美議員

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 梶本 幸裕

説明のため出席した者の職氏名

町長	西 哲夫	副町長	橋本 政和
教育長	山方 純	総務課長	山内 孝幸
企画財政課長	坪金 由美	住民課長	立畠 信昭
保健福祉課長	大西 勇	産業観光課長	磯辺 一男
土木建築課長	田中 健一	教育次長	北谷 勲

午前9時00分開会

○事務局長（梶本 幸裕） 起立。

上関町民憲章をご唱和いたしますので、よろしくお願いします。

前文を朗読いたしますので、後段について一緒にご唱和してください。

〔事務局長朗読〕

.....

〔町民憲章唱和〕

.....

○事務局長（梶本 幸裕） ありがとうございました。ご着席ください。

〔議長挨拶〕

○議長（岩木 和美） 改めまして、おはようございます。

令和6年第2回定例会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、本定例会にご出席いただきありがとうございます。

本定例会には、議案5件、報告2件、選挙1件、追加議案2件、追加報告1件が上程されております。全員協議会も予定されておりますので、慎重審議を頂きますようお願い申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

町長挨拶。

〔町長挨拶〕

○町長（西 哲夫） 改めまして、おはようございます。

令和6年6月議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今年も異常気象の影響か、暑さが大変厳しくなっている状況で、全国各地で熱中症など、注意が必要な季節になりました。また、季節は梅雨に入りますが、今後3か月の気象予報によりますと、今年は降水量が例年に比べ多いと言われておりますが、大雨や台風には十分気をつけていただきたいと思います。住民の皆さんにおかれましても、日頃から防災には気をつけ、いざというときには近所と連携を取るなど、命を守る行動をお願いをいたしたいと思っております。

さて、新型コロナも落ち着いて、今年度は水軍まつりをはじめ祝島の神舞、ロングライド、愛・ランドフェア、桜まつりなど、例年のイベントも通常どおり開催される予定です。以前のように活気ある町に一日も早く戻れるよう、日常を少しずつ取り戻していけたらと思っております。

本日は議員各位には大変ご多用の中、全員のご出席を頂きまして厚くお礼を申し上げます。今議会には、令和5年度の専決処分、令和6年度一般会計補正予算などの議案を上程させていただきました。詳細につきましては後ほどご説明いたしますので、慎重なるご審議をお願い申し上げます、開会に当たってのご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（岩木 和美） ただいまの出席議員は１０名です。定足数に達していますので、これより令和６年第２回上関町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、お願いしておきます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードでお願いします。

傍聴席をお願いします。本会議中は私語は慎まれ、お静かにしていただくようお願いいたします。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（岩木 和美） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１０８条の規定により、議長において、秋山鈴明議員、山村泰志議員、両名を指名します。

日程第２．会期の決定

○議長（岩木 和美） 日程第２、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から６月１２日までの９日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から６月１２日までの９日間と決定しました。

日程第３．諸般の報告

○議長（岩木 和美） 日程第３、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、議会日誌のほか、地方自治法第２３５条の２第３項の規定による例月出納検査の結果報告、地方自治法第１２１条の規定による本定例会に

おける議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名は、お手元に配付してある資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第４．行政報告並びに議案提案理由の説明

○議長（岩木 和美） 日程第４、行政報告並びに議案提案理由の説明を求めます。

西町長。

○町長（西 哲夫） それでは、議案説明に先立ちまして、３月議会以降の行政運営についてのご報告を申し上げます。

第１は、災害時における応急対策、資機材の供給に関する協定の締結についてです。

去る５月２９日、上関町は、下松市の自動車整備や建設・産業機械レンタルの光東株式会社様と、町内において地震、風水害、その他の災害が発生し、または発生のおそれがある場合、町の必要に応じて、応急対策資材のレンタル供給を優先的にしていただける協定を結びました。光東株式会社様にも、いろいろな資機材をお持ちですし、即対応していただけると思っておりますので、非常に心強く思っております。

なお、協定に当たり、光東株式会社様からは、災害時の避難所の照明や夜間作業に必要な不可欠なＬＥＤ投光器２５台を寄贈していただきました。災害時には、まず第一に自助、共助、公助という順番になると思いますが、消防団を中心にそうした対応を取っていくことになると思いますし、消防団も投光器を必要としておりましたので、まさにタイムリーなご寄附を頂いたと思っております。この場をお借りいたしまして、改めてお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

続きまして、本日提案いたしました議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

本日提案いたしました議案は、専決処分の承認６件、令和６年度一般会計補正予算１件、特別会計補正予算１件、町道の路線認定１件、規約の変更１件、報告２件、選挙について１件、追加議案２件、追加報告１件です。

議案第1号は、専決処分の承認についてです。

(1) 令和5年度上関町一般会計補正予算(第8号)の専決処分についてで、令和6年3月31日付の専決処分となります。補正額として4,693万円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ34億686万5,000円としております。

歳入の主なものは、特別交付税3,365万6,000円の増額と財政調整基金の減額などとなります。歳出の主なものは、ささえあい基金積立金の増及び清算に伴う用地取得事業特別会計繰出金の減及び予備費の減額などになります。

(2)、(3)の令和5年度上関町介護保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分についてと令和5年度上関町用地取得事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分については、いずれも事業精算に伴うものです。

(4) 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定の専決処分についてです。これは、地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴う一部改正になります。

(5) 上関町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定の専決処分についてです。これは、地方自治法の規定に基づいた一部改正になります。

(6) 上関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分についてです。これは、地方自治法の規定に基づいた一部改正になります。

議案第2号は、令和6年度上関町一般会計補正予算(第1号)についてです。補正額として、ゼロ千円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ35億5,200万円とするものです。

歳出の主なものは、総務費の前年度の地方創生臨時交付金の返還が生じたことによる増となります。また、教育費の会計年度任用職員の期末手当支給対象が拡大したことによる増です。これらは予備費で対応ということになります。

議案第3号は、令和6年度上関町簡易水道事業会計補正予算(第1号)についてです。これは、簡易水道設備の一部について、現状と異なる部分が生じたことによる変更認可設計業務委託料の増となります。

議案第４号は、町道の路線認定の変更についてです。町道蛭子町惣津線改良に伴い、終点が変更となったためです。

議案第５号は、山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてです。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の制定等に伴い、被保険者証等の発行停止及び資格確認書等の発行を行うために、山口県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するために上関町議会の議決を求めるものです。

報告第１号は、令和５年度上関町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてです。地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により報告するものです。

報告第２号は、第１４期一般財団法人なごみの事業計画の報告についてです。地方自治法第２４３条の３第２項の規定により報告するものです。

選挙第１号は、上関町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてです。これは、上関町選挙管理委員会委員及び補充員の任期が満了するため、規定により選挙を求めるものです。

追加議案第１号、第２号は、工事請負契約の締結についてです。地方自治法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求めるものです。

追加報告第１号は、専決処分の報告についてです。地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、工事請負契約の変更について、規定により報告するものです。

以上、提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、詳細については関係参与よりご説明申し上げますとともに、ご質問に応じて、私及び関係参与がお答えいたしますので、慎重なるご審議の上、議決をお願いを申し上げます。

○議長（岩木 和美） 以上で、行政報告並びに議案提案理由の説明を終わります。

日程第５．議案逐条説明

○議長（岩木 和美） 日程第５、議案逐条説明について、議案第１号から選挙第１号

までの 8 件及び追加議案 2 件並びに報告 1 件を一括して議題にします。

議案逐条説明に入ります。

議案第 1 号から順次説明願います。

議案第 1 号専決処分の承認について、（１）令和 5 年度上関町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分について、坪金企画財政課長。

〔企画財政課長説明〕

議案第 1 号 専決処分の承認について

○議長（岩木 和美） （２）令和 5 年度上関町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について、大西保健福祉課長。

〔保健福祉課長説明〕

議案第 1 号 専決処分の承認について

○議長（岩木 和美） （３）令和 5 年度上関町用地取得事業特別会計補正予算（第 2 号）について、（４）町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定の専決処分について、山内総務課長。

〔総務課長説明〕

議案第 1 号 専決処分の承認について

○総務課長（山内 孝幸） 続きまして、議案の 13 ページをお願いいたします。

（４）町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定の専決処分について。

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）及び地方自治法施行令

等の一部を改正する政令（令和６年政令第１２号）が令和６年４月１日に施行されることに伴い、本町が引用している関係条例の条ずれ対応を行うため、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和２年条例第２４号）の一部を改正する条例を専決処分する。令和６年３月３１日付の専決処分になります。

次のページをお願いいたします。

町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例。

このたびの条例改正は、地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令に伴い、第１条並びに第２条の条文中において条ずれが発生した箇所を改正したものとなります。

附則、この条例は令和６年４月１日から施行する。

以上で、（４）町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定の専決処分についての説明を終わります。

○議長（岩木 和美） （５）上関町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定の専決処分について、（６）上関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分について、立畠住民課長。

○住民課長（立畠 信昭） それでは、専決議案５号及び６号の説明を行います。

議案の１５ページをお願いします。

上関町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定の専決処分についてです。

地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、次のとおり、上関町税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分します。令和６年３月３１日付の専決処分になります。

次のページ、１６ページをお願いします。

上関町税賦課徴収条例の一部を改正する条例。

このたびの条例改正は、地方税法等の一部改正に伴い、関係する部分について、上関町税賦課徴収条例の一部改正の専決処分を行ったものです。

今回の改正の主な内容は、令和６年度分の個人の町民税についてです。定額による

所得割の特別税額控除です。令和５年分の合計所得額が１，８０５万円以下の納税義務者が対象となります。控除額は、納税義務者本人及び控除配偶者、または扶養親族１人につき１万円を控除します。

控除方法については、給与から特別徴収の場合は、今月分、６月分の給料からは徴収せず、減額後の年税額については、残りの徴収月で徴収します。

また、年金からの特別徴収の場合は１０月からの年金天引き分から控除し、控除しきれない場合は、以降、１２月分以降から順次控除します。

普通徴収の場合は、第１期分、今月分から控除し、控除しきれない場合は、第２期分以降から順次控除します。

なお、特別税額控除額が納税義務者の所得割の額より多い場合は、差額が給付金として支給されます。

それでは、個々の条文にて、要点を簡略して説明をさせていただきます。

上関町税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第３４条の７第１項の改正は、公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しに伴う改正を行っております。

第５１条の改正は、町民税の減免の条文で減免要件のいずれかに該当することが明らかであり、かつ減免する必要があると認められる場合は、職権により減免を可能とする規定の整備を行っています。

第５６条の改正は、条例に引用している私立学校法の改正に伴う所要の改正を行っております。

第７１条及び第１３９条の３の改正は、固定資産税及び特別土地保有税の減免の条文で、先ほどの町民税と同じく職権による減免を可能とする規定の整備を行っています。

附則第４条の２の改正は、規定の削除を行っております。

１６ページ下段から１７ページ中段までの附則第５条の２を加える改正は、令和６年能登半島地震災害の被災者の負担軽減を図るため、臨時の措置として、令和６年

度分個人町民税について特例措置の整備を行っています。

17 ページ中段の附則第6条の改正は、法改正による引用する条ずれの改正を行っております。

17 ページ中段から21 ページ下段までの附則第7条の5から7の3条を加える改正は、先ほど説明した令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除を行うために改正を行っています。

21 ページをお願いします。

21 ページ下段から22 ページ上段までの附則第7条の8を加える改正は、令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除を行うために改正を行っています。合計所得額が1,000万円を超える納税義務者の方は配偶者控除がないため、納税義務者からの申告等がない限り、同一生計配偶者の確認ができないためです。よって、確認後、次年度に控除を行います。

22 ページ上段の附則第8条第2項の改正は、特別税額控除額の算定に用いる所得割の額について、当該規定の適用後のものとなるよう、読替規定の追加を行っております。

附則第10条の2の改正は、再生可能エネルギー発電設備及び居心地が良く歩きたくなるまちなか創出を目指す区域に対する税額の減額措置のわがまち特例の割合を定める規定の整備を行っています。

附則第10条の3の改正は、認定長期優良住宅に関わる特例について、マンションの区分所有者からの申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当する場合には特例を適用できることとする規定の整備を行っています。

次のページ、23 ページ上段から中段までの附則第11条から15条の改正は、今年度が3年に一度となる土地の評価替えの年度ですが、評価額を3年間固定すると、地価の下落がある場合、2年目、3年目では税負担が実際より上回ることになるため、簡易な方法で評価額を修正できる特例措置が講じられていますが、今回この特例措置を延長するための改正を行っています。

また、逆に地価に大幅な上昇があった場合に、税負担の急激な上昇を緩和するために課税標準額を調整する措置を、こちらも引き続き実施するための改正も行っております。

23 ページ中段から 24 ページ中段までの附則第 16 条の 3 から附則 20 条の 3 の各項に 1 号を加える改正は、特別税額控除の対象となる所得割の額について、退職所得以外の分離課税分の個人町民税の所得割の額を含める読替規定の追加を行っています。

24 ページ中段の附則施行期日は、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

第 1 号、第 56 条の改正規定は令和 7 年 4 月 1 日施行。第 2 号、公益信託に関する法律の改正による規定の変更は、法律改正の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日施行です。

町民税に関する経過措置は、改正後の上関町税賦課徴収条例第 34 条の 7 第 1 項の規定の適用については、改正前の所得税法の規定により、特定寄附金とみなされるものを含みます。

固定資産税に関する経過措置は、第 1 項、別段の定めがあるものを除き、改正後の上関町税賦課徴収条例の規定中、固定資産税に関する部分は令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例によります。

第 2 項及び第 3 項は、第 1 項とは別の経過措置の規定を定めるものとなっております。

以上で、専決議案第 5 号の説明を終わります。

専決議案 6 号、上関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分について。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり、上関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分します。令和 6 年 3 月 31 日付の専決処分にな

ります。

次のページ、27ページをお願いします。

上関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上関町国民健康保険税条例の一部を次のように改正します。

第2条第3項ただし書中の改正は、政令の改正により、後期高齢者支援金等賦課限度額が22万円から24万円に2万円引き上げられたことによる改正です。

次の第5条の改正は、国保運営協議会での審議により、医療費分の均等割額を1人当たり年間3万円を2万5,000円に5,000円引き下げたことによる改正です。

第21条第1項の改正は、先ほどの賦課限度額の変更に伴う改正です。

また、同じく1項2号及び3号についても、政令改正により、減額措置に関わる軽減判定所得の基準額の見直しによる改正を行っています。見直し内容は、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定の算定において、被保険者数の数に乗ずる金額を、5割軽減については29万円から29万5,000円に5,000円引き上げ、2割軽減については53万5,000円から54万5,000円に1万円引き上げるものです。

1項第1号から第3号アの改正は、均等割額の引き下げにより、7割軽減、5割軽減、2割軽減に減額する額の改正を行っています。

また、2項の改正も、世帯内の未就学児の被保険者の均等割額の軽減についてですが、1項第1号と同じく、均等割額の引き下げにより改正を行っています。

附則、この条例は令和6年4月1日から施行します。

改正後の上関町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、令和5年度までは従前の例によります。

以上で、専決議案第6号の説明を終わります。

○議長（岩木 和美） 議案第2号令和6年度上関町一般会計補正予算（第1号）について、坪金企画財政課長。

〔企画財政課長説明〕

議案第2号 令和6年度上関町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（岩木 和美） 説明の途中ですが、これより休憩を取ります。再開を10時10分といたします。直ちに休憩に入ります。

午前9時49分休憩

午前10時10分再開

○議長（岩木 和美） 休憩を解き、会議を開きます。

議案第3号 令和6年度上関町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第4号町道の路線認定の変更について、田中土木建築課長。

〔土木建築課長説明〕

議案第3号 令和6年度上関町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について

○土木建築課長（田中 健一） 続きまして、議案第4号について説明いたします。

議案書の30ページをお願いします。

町道の路線認定の変更について。

道路法第10条第2項の規定により、下記のとおり町道の路線を認定変更することについて、同法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めます。

それでは、下記の表に沿って説明いたします。

旧路線名、蛭子町惣津線。旧路線の起点、上関町大字長島字蛭子町523。旧路線の終点、上関町大字長島字惣津682。

新路線名、蛭子町惣津線。新路線の起点、上関町大字長島字恵比寿町523。新路線の終点、上野関町大字長島字惣津689。

提案理由でございますが、町道蛭子町惣津線道路改良に伴い、終点が変更になった

ためです。

以上で、議案第4号について説明を終わります。

○議長（岩木 和美） 議案第5号山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、立畠住民課長。

○住民課長（立畠 信昭） それでは、議案の31ページをお願いします。

議案第5号山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてです。

山口県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり改正するため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めます。

提案理由です。被保険者証が廃止になるため、規約の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるためです。

次のページ、32ページをお願いします。

規約の別表第1の一部を改正します。各市町で行っている被保険者証及び資格証明証の引渡し及び返還の事務が、資格確認書等の引渡し、返還の事務に改正されます。

これは、12月2日より、現在の紙の被保険者証が廃止となり、今後はマイナンバーカードが保険証の代わりとなるためです。マイナンバーカードに保険情報を登録していない方、またはお持ちでない方には資格確認書を発行することになります。

なお、7月に発行予定の被保険者証は、有効期限、令和7年7月31日までは使用することができます。

附則、この規約は令和6年12月2日から施行します。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（岩木 和美） 報告第1号令和5年度上関町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、坪金企画財政課長。

○企画財政課長（坪金 由美） それでは、議案の33ページをお願いいたします。

報告第1号令和5年度上関町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和5年度上関町一般会計補正予算（第7号）第2条の繰越明許費は別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

次の３４ページをお願いいたします。

令和５年度上関町一般会計繰越明許費繰越計算書になります。繰越明許費の繰越額については、ここに掲げている５つの事業の金額を令和６年度に繰り越しています。

款２総務費、項１総務管理費、事業名、弁護士委託業務、金額５６万円。翌年度繰越額５６万円、財源内訳として一般財源が５６万円になります。

次に、同じく款２総務費、項１総務管理費、事業名、物価高騰重点支援給付金（均等割のみ課税世帯分）給付事業、金額１,１１２万円。翌年度繰越額３６４万１,０００円。財源内訳として未収入特定財源、国庫支出金が３６４万円、一般財源１,０００円になります。

次に、同じく款２総務費、項３戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍附票システム改修事業、金額６６３万３,０００円。翌年度繰越額６６３万３,０００円。財源内訳として未収入特定財源国庫支出金が６６３万２,０００円。一般財源１,０００円になります。

次に、同じく款２総務費、項３戸籍住民基本台帳費、事業名、住民基本台帳システム改修事業、金額３６０万円、翌年度繰越額３６０万円。財源内訳として未収入特定財源国庫支出金３５９万９,０００円。一般財源１,０００円になります。

次に、款４衛生費、項１保健衛生費、事業名、新型コロナワクチン接種事業、金額３０万円。翌年度繰越額３０万円。財源内訳として一般財源３０万円になります。

合計で事業費金額が２,２２１万３,０００円、翌年度繰越額が１,４７３万４,０００円。財源内訳として未収入特定財源が全額、国庫支出金で１,３８７万１,０００円、一般財源が８６万３,０００円となっております。

以上で、報告第１号についての説明を終わります。

○議長（岩木 和美） 報告第２号第１４期一般財団法人なごみの事業計画の報告について、磯辺産業観光課長。

○産業観光課長（磯辺 一男） 議案の３５ページをお願いします。

報告第２号第１４期一般財団法人なごみの事業計画の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、第14期一般財団法人なごみの事業計画に関する書類を別紙のとおり報告する。

議案36ページをお願いいたします。

第14期令和6年度事業計画。

1、基本方針。上関海峡温泉鳩子の湯、道の駅上関海峡とも、電力・灯油価格の高騰など、物価高騰を踏まえた計画としています。鳩子の湯は来館者数の目標値を12万7,500名とし、CMやタウン誌などの宣伝により、新たな来館者の獲得に取り組みます。道の駅は、町民に日常生活の一部として利用してもらうとともに、町や関係機関と連携を取りながら、広く町外からも観光の目的地や町内観光の出着点として訪れてもらえるよう、魅力ある施設を目指します。

また両施設が連携し相乗効果を発揮し、産業・観光の振興、地域経済の活性化、町民福祉の向上を目指し事業運営を行っていきます。

2、収支計画。温泉会計につきましては、経常収益を1億1,353万3,000円、経常費用を1億1,224万円と見込み、経常利益を129万3,000円と見込んでいます。

道の駅会計では、経常収益を9,852万2,000円、経常費用を9,538万5,000円と見込み、経常利益を313万7,000円と見込んでいます。光熱水費の節約に努め、支出全般を抑えていきます。

本部会計では収益事業は行っていないので、収入は発生しません。損金として243万5,000円を計上しています。

3、事業計画といたしまして上関海峡温泉では、①温泉部門、年に2回の回数券キャンペーンを継続して実施し、リピーターや固定客の定着に努めます。はとこdeマルシェを道の駅と連携して定期的を開催しPRに努めます。また、新たに近隣市町を対象に、企業向け福利厚生サービスとして温泉を利用してもらう取組も実施していきます。

②で飲食部門ですが、地域の特産品を生かした料理の提供、観光団体客などの受入

れを積極的に行います。温泉との相乗効果により来館客の満足度を高めます。

議案の３８ページをお願いいたします。

物販部門では、オリジナル商品、Ｔシャツやサウナハット等の販売を軌道に乗せ、売上げの増収を目指します。

④接客マナーの徹底についても、おもてなしの心で取り組みます。

（２）道の駅上関海峡につきましては、売場の運営では、直売部門、上関産の新鮮とれたての産品を求めて来店されるお客様の期待に応えるため、町内の生産者にやりがいや誇りをもって出荷していただけるよう、売場づくりに取り組みます。また、加工場を活用して下処理済みの鮮魚や地元ならではの総菜など、施設の魅力向上に取り組みます。

議案の３９ページをお願いいたします。

飲食部門では、上関らしい新鮮とれたての魚料理をコンセプトに上関の産品を利用した料理の提供を行い、上関を丸ごと味わえる飲食スペースとして運営していきます。時節に応じたイベントの実施ではキッチンカーを活用し、にぎわいの創出に取り組みます。また、今年度は１２月で１０周年となることから、感謝祭を計画しております。

②施設の運営といたしまして、接客マナーの徹底や情報発信コーナーによる観光案内、施設周辺やトイレ、駐車場などの衛生管理についても来館者が快適に利用できるよう安全・安心・清潔なイメージの向上を図ります。

議案の４０ページをお願いします。

第１４期令和６年度事業収支予算書について説明いたします。

それでは会計ごとに説明いたします。

まず、本部会計ですが、この会計は収益事業は行っていないので、経常収益は発生いたしません。経常費用として管理費２４３万５，０００円を見込んでいます。

次の列の温泉会計ですが、経常収益は１億１，３５３万３，０００円を見込んでいます。主な収益の内訳として、事業収益、入浴料収益８，１９０万６，０００円、タオル、お茶等の物販収益１，０５５万円、レストラン、エステ等の委託販売手数料１，０７７万

7,000円、受取補助金等指定管理料で700万円、雑収入といたしまして自動販売機の手数料330万円と見込んでいます。

経常費用につきましては1億1,224万円を見込んでいます。主な費用の内訳として、給料手当2,687万円、入浴剤、次亜塩素、シャンプー等の消耗品費が545万円、電気水道等の光熱水道費が3,723万円、清掃、浄化槽の委託料が2,170万9,000円となって、以上が事業に關与する費用としています。

経常収益から経常費用を差し引きますと、当期経常増減額は129万3,000円の黒字を見込んでいます。

次の列の道の駅会計ですが、経常収益は9,852万2,000円と見込んでいます。主な収益の内訳として、事業収益、仕入れ販売等の物販収益が3,286万1,000円、レストラン、刺身、総菜等の飲食収入が3,030万円、直売所の手数料等の委託販売手数料が2,653万7,000円、受取補助金等が指定管理料600万円、雑収入といたしまして自販機の手数料248万1,000円を見込んでいます。

経常費用につきましては9,538万5,000円を見込んでいます。主な費用の内訳ですが、給料手当2,879万7,000円、レジ袋、パック、包装資材等の消耗品費が423万4,000円、電気、水道等の光熱水道費が906万2,000円、清掃・浄化槽等の委託料770万2,000円など、事業に要する費用を計上しています。

経常収益から経常費用を差し引きますと、当期経常増減額は313万7,000円の黒字を見込んでいます。

次の列の本部会計、温泉会計、道の駅会計の3会計の合計につきましては、経常収益合計は2億1,205万5,000円、経常費用合計は2億1,006万円、経常収益合計から経常費用合計を差し引きますと、当期増減額は199万5,000円の黒字を見込んでいます。

以上、報告第2号の説明を終わります。

○議長（岩木 和美） 選挙第1号上関町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

ては、議長提出議案となっております。最終日の本会議において決定していただきますので、よろしくお願いいたします。

追加議案第1号工事請負契約の締結について、工事名、令和6年度 かみのせきハイツ外壁改修工事、追加議案第2号工事請負契約の締結について、工事名、令和6年度 上関（福浦）地区単身者用住宅建設工事（建築主体）、追加報告第1号専決処分の報告について、田中土木建築課長。

○土木建築課長（田中 健一） それでは、追加議案第1号について説明いたします。

議案書1ページをお願いします。

工事請負契約の締結について。

議会の議決すべき契約及び財産の取得または処分を定める条例第1条の規定に基づき、指名競争入札に付した下記の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めます。

それでは、下記の表に沿って説明いたします。

工事名、令和6年度 かみのせきハイツ外壁改修工事。

入札年月日、令和6年5月28日。

契約方法、指名競争入札。入札の指名業者数は7業者です。失格者が2業者。これは、最低制限価格以下の金額での入札です。入札回数は1回でございます。

契約金額は、5,104万円。

契約の相手方、有限会社平田防水塗装工業、代表取締役平田哲二。

工期ですが、議会終了日より令和6年12月27日でございます。

工事場所ですが、上関町大字長島281-1かみのせきハイツ住宅です。

主な工事概要は、外壁塗装工事で面積が約5,800平米です。

以上で、追加議案第1号について説明を終わります。

追加議案第2号について説明いたします。

議案書2ページをお願いします。

工事請負契約の締結について。

議会の議決すべき契約及び財産の取得または処分を定める条例第1条の規定に基づき、指名競争入札に付した下記の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めます。

それでは、下記の表に沿って説明いたします。

工事名、令和6年度 上関（福浦）地区単身者用住宅建設工事（建設主体）。

入札年月日、令和6年5月28日。

契約方法、指名競争入札。入札の指名業者数は8業者です。そのうち4業者が辞退されました。理由といたしまして、技術者の配置が困難なためです。入札回数は1回でございます。

契約金額は、8,965万円。

契約の相手方、（株）浜田組、代表取締役兼本吾郎。

工期ですが、議会終了日より令和7年1月31日です。

工事場所及び工事概要につきましては、3ページの添付図面をお願いいたします。

工事場所ですが、上関町大字長島303-1。

主な工事概要は、1棟4戸の建築物です。延べ床面積207.54平米、1室面積が36平米です。

以上で、追加議案第2号について説明を終わります。

追加報告第1号についてご説明いたします。

追加議案の4ページをお開きください。

追加報告第1号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、工事請負契約の変更について、次のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

それでは、下記表により説明いたします。

工事名、令和5年度 白井田地区道路新設事業に伴う建物解体工事。

変更前、契約年月日、令和5年9月15日、契約金額3,236万2,000円。

変更後、契約年月日、令和6年3月1日、契約金額3,705万9,000円。

契約の相手方は株式会社イワキ、岩木昇。

主な変更内容につきましては、土木工事として路床部分の土質が悪く、良質土に置き換えたため掘削及び運搬費の増額、また、解体に伴い既設基礎コンクリートの劣化が著しく、中間処理施設での受入れが難しく、一部を最終処分場に運搬したため増額となりました。

以上で、追加報告第1号の説明を終わります。

○議長（岩木 和美） 以上で、議案逐条説明を終わります。

日程第6. 陳情等について

○議長（岩木 和美） 日程第6、陳情等についてを議題とします。

今回受理しましたのは、陳情1件、要請1件です。

内容につきましては、お手元に配付のとおりです。陳情事項をご配慮の上、取扱いについてよろしくお願いします。

○議長（岩木 和美） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。6月5日の本会議を休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 異議なしと認めます。したがって、6月5日の本会議を休会とすることに決定しました。

なお、6月5日午前9時から全員協議会を開きますので、皆様方よろしくお願いいたします。

次の本会議は、6月11日火曜日午前9時から開きます。

本日はこれにて散会します。

午前10時38分散会

令和6年 第2回（定例）上 関 町 議 会 会 議 録（第2日）

令和6年6月11日（火曜日）

議事日程（第2号）

令和6年6月11日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員（10名）

1 番 山谷 良数議員

2 番 海下竜一郎議員

3 番 柏田 真一議員

5 番 山戸 孝議員

6 番 清水 康博議員

7 番 右田千賀子議員

8 番 古泉 直紀議員

9 番 秋山 鈴明議員

10番 山村 泰志議員

11番 岩木 和美議員

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 梶本 幸裕

説明のため出席した者の職氏名

町長	西 哲夫	副町長	橋本 政和
教育長	山方 純	総務課長	山内 孝幸
企画財政課長	坪金 由美	住民課長	立畠 信昭
保健福祉課長	大西 勇	産業観光課長	磯辺 一男
土木建築課長	田中 健一	教育次長	北谷 勲

午前9時00分開議

○事務局長（梶本 幸裕） 起立、礼。着席。

○議長（岩木 和美） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、お願いをしておきます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードでお願いします。

傍聴席にお願いします。本会議中は私語は慎まれ、お静かにしていただくようお願いします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（岩木 和美） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、議長において、山谷良数議員、海下竜一郎議員、両名を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（岩木 和美） 日程第2、一般質問に入ります。

本日の一般質問は、3名より6件の通告書が提出されております。この質問の要領

は要点を絞って質問し、会議規則第58条の規定により、再質問は2回を超えることができません。質問時間は答弁を含めて40分としますので、ご協力をお願いします。

特にお願いを申し上げておきますが、再質問は2回を超えることができませんので、執行部におかれましても十分な答弁をされますようお願いいたします。

それでは、直ちに一般質問に入ります。

一般質問第1、清水康博議員。

○議員（6番 清水 康博） おはようございます。私からは、今回2件ほど質問をさせていただきます。

まず1つ目、上関町に中間貯蔵施設が本当に必要か検証をという質問をさせていただきます。

現在、日本には、各原子力発電所などで管理されている使用済み核燃料が約1万9,000トンあると言われております。その全施設の貯蔵容量は約2万4,000トンで、貯蔵容量に対して80%が既に埋まっています。

一方で、日本の各電力会社は、原子力発電所の管内に使用済み核燃料を一時保管する乾式貯蔵施設を設置する計画を進めています。2020年代半ば頃に4,000トン、2030年頃に2,000トン、合わせて6,000トン程度の貯蔵能力を拡大していくことが計画されているようです。

上関町に中間貯蔵施設の設置を検討している中国電力が保有する島根原子力発電所には、今現在、管内に中間貯蔵施設設置の計画はありませんが、島根原発の使用済み核燃料は六ヶ所再処理工場に搬出すると中国電力は示しています。関西電力は、福井県の美浜、高浜、大飯の3原発で、敷地内に中間貯蔵施設を設置する計画を今年2月、示しました。

日本原燃は、2024年度上期のできるだけ早い時期に、六ヶ所再処理工場の完成を目指すとしています。仮に六ヶ所再処理工場が完成し、稼働が始まった場合、毎年800トンの使用済み核燃料が処理されていきます。

今後の日本の原子力政策の動向にもよりますが、現在計画されている原子力発電所

敷地内への中間貯蔵施設の設置が進めば、中間貯蔵施設の安全性や中国電力が行っている立地可能性調査の結果に限らず、国の掲げる核燃料サイクルの中に、そもそも上関町の中間貯蔵施設が必要か、このような視点での検証も必要であると考えます。

以上のことを踏まえ、次の質問をさせていただきます。

1 つ目に、六ヶ所再処理工場が予定どおり完成し、運転が開始された場合、中国電力の抱える島根原発の使用済み核燃料は六ヶ所再処理工場へ運ばれ処理される。わざわざ上関へ中間貯蔵施設を設置する必要はないと考えますが、町長のお考えをお聞きます。

2 つ目に、六ヶ所再処理工場は、これまで約 30 年にわたり、26 回も完成予定が延期されています。今後さらに完成が延期されることも十分考えられますが、この完成が延期されることを想定しての上関町への中間貯蔵施設設置の計画なのではないかと懸念をしていますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

2 件目の質問です。上関町出身者の U ターンを増やす取組について。

上関町の抱える課題の 1 つとして人口減少があります。少子高齢化も進み、令和 6 年 5 月時点での人口は 2,224 人、高齢化率は 58.7% で、今後も人口減少がさらに加速していくと考えられます。

町としても定住対策として様々な施策を実施されているところではあると思いますが、対策の 1 つとして、上関町で生まれ育ち、現在は町外で生活をされている方が 1 人でも多く、また上関町へ帰ってくるための取組があるとよいのではないかと考えます。自分自身が生まれ育った地域であれば文化や風土にもなじみがあり、また、その地域に住む住民ともうまくコミュニケーションが取れ、定住率の高さも望めると考えます。働き世代はもちろんのこと、定年退職をされて、老後を地元で過ごしたいという方が 1 人でも増えれば、その地域の活力にもなるとそう思います。

祝島地区には、現在、飲食店が 3 軒ありますが、そのうちの 2 軒の店主は、十数年前にそれぞれ 50 代、60 代で U ターンされ、祝島で飲食店を始められました。今では、島民のみならず、帰省客や観光客にも重宝され、欠かせない存在となっています。

ほかにも、家業の商店やサービス業を引き継いだ方々、自治会運営に携わる方々など、多くのＵターン者が活躍しており、日々の生活を支えています。

また、移住するに当たって、課題として、住む家の確保が挙げられます。移住したいけど住む家がないというＩターン希望者の声を耳にすることも少なくありませんが、出身者であれば、もともと住んでいた家や親戚の家などに帰ってくるということも可能で、住む場所の確保のハードルは、Ｉターン者に比べて比較的低いものと考えられます。

また、農家であれば農地、漁師であれば漁船などを家族から譲り受け、農業・漁業の後継者づくりも期待できるのではないのでしょうか。

ただ、仕事や居住環境が必ずしも整っているという方ばかりではないと思います。むしろ、そういった方々のほうが多いかもしれません。しかし、Ｕターン者が活用できる移住支援事業は現在もありますが、都市部からの移住が条件であるなど、対象者が限られます。

以上のことを踏まえ、次の質問をさせていただきます。

まず１つ目に、今後の移住定住対策として、上関町出身者のＵターン促進も必要なことであると思いますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

２つ目に、Ｕターン者への支援に特化した新事業や、既存事業の範囲拡大（移住支援金や空き家改修助成事業など）は検討されていますでしょうか。

以上です。

○議長（岩木 和美） 西町長。

○町長（西 哲夫） 清水議員さんの、上関町に中間貯蔵施設は本当に必要か検証をという質問にお答えをいたします。

まず、１点目の、六ヶ所再処理工場は予定どおり完成し、運転が開始された場合、上関へ中間貯蔵施設を建設する必要はないと考えるという質問についてお答えをいたします。

中国電力における中間貯蔵施設の設置可能性については、現在、同社において適地

かどうかの調査を行うとともに、その結果を踏まえて施設の貯蔵規模等の事業計画を策定することとなっており、私のほうから現時点では具体的にはお答えすることはできかねます。

一方、中間貯蔵施設という施設自体の必要性については、清水議員さんが引用された資源エネルギー庁のホームページにも記載されておりますとおり、国の第6次エネルギー基本計画において、使用済み燃料対策として使用済み燃料の貯蔵能力の拡大を進める。具体的には、発電所内の敷地内外を問わず、新たな地点の可能性を幅広く検討しながら、中間貯蔵施設や乾式貯蔵施設等の建設・活用を推進するとされております。

また、昨年8月に上関地点での調査・検討を了承した際にも、今後とも安定的かつ継続的に原子力発電所を利用する上で、使用済み燃料の貯蔵能力拡大は国のエネルギー政策における重要な政策課題であり、中間貯蔵施設等の建設・活用を推進することとしている。今般、上関町において中間貯蔵施設の立地可能性調査が開始されることは、国のエネルギー政策にとって重要なものであると考えているとの経済産業大臣談話が発表されておおり、我が国のエネルギー政策にとって必要なものであると認識をいたしております。

次に、2点目の六ヶ所再処理工場の完成が延期されることを想定しての、上関町への中間貯蔵施設設置の計画であるのではないかと懸念するという質問にお答えをいたします。

六ヶ所再処理工場につきましては、安全性を最優先の上で、安全対策工事について進められております。竣工時期は2024年度上期のできるだけ早期と公表されておおり、延期を想定しての上関町への中間貯蔵施設設置の計画とは考えておりません。今後、竣工については明確な時期を示していただけるものと思っております。

次に、上関町出身者のUターンを増やす取組について、2つのご質問を頂いておりますので、順にお答えをいたします。

清水議員さんのおっしゃるとおり、人口減少対策は喫緊の課題であり、町としても

子育てや起業・移住支援、定住住宅の建設など、総合的に施策を実施しているところ
です。

お尋ねの1点目として、今後の移住定住対策として、上関町出身者のUターン促進
にも必要なことであると考えているというご質問ですが、確かに生まれ育った土地であれ
ば、地域にもなじみやすい、もともと住んでいた家や地縁・血縁者に頼ることができ、
Iターン希望者よりもハードルが低いし、Uターン者が地域の活力につながるなど、
まさにそのとおりだと思っております。

また、上関町に戻ってこられ、起業や地域活動の担い手として活躍されている方が
いらっしゃることも存じ上げております。このことを踏まえ、2点目のUターン者へ
の支援に特化した新事業や既存事業の範囲拡大は検討されているかというご質問にお
答えをいたします。

現在、当町にはUターン者に限定した支援策というものはございません。国、県、
市町村が共同で移住支援金制度を実施しておりますが、東京圏在住者及び愛知・京
都・大阪・兵庫圏在住者のみが対象となっており、また、支援を受けるためには就業
の要件等もあることなどからハードルも高いようです。このため、市町村独自で移住
支援金を創設している自治体もあると伺っております。

これらを踏まえて、今後、当町においても移住支援金に限らず、他市町の取組や国、
県の動向も考慮しつつ、Uターン者が利用可能な独自の支援策の検討は必要だと感じ
ております。

また、既存事業である空き家改修助成事業についても、現在の制度では空き家バン
クへの登録物件が対象となっておりますが、Uターン者については持ち家等の改修を
可能とするなど、範囲の拡大も今後検討していけたらと考えております。

さらに、これらの支援策を、将来的にはU I J ターン者まで拡大することで、上関
町への移住定住の可能性が広がるかもしれません。ただし、現在の住民と移住者との
バランスも十分考慮していく必要はあるかと考えております。

今後、関係者のニーズやご意見等も伺いながら、効果的な施策について検討をして

まいりたいと考えております。

以上で、清水議員さんのご質問へのお答えとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩木 和美） 清水議員。

○議員（6番 清水 康博） ご答弁ありがとうございます。

1つ目の質問の、当町に中間貯蔵施設が必要かというところなんですけれども、こういう観点の質問を今まで何度かさせていただくときに、町長、今、調査段階であり、私のことから現時点述べられることはというふうに、いつもおっしゃっておられます。今回の質問に対しての答弁もそういった形になると思うんですけれども、ただ、通告書にも書かせていただいているとおり、今現在、国が掲げている核燃料サイクルであつたりとか目標ですよ、今から中間貯蔵施設をいつまでにこれだけとか、今年度中に再処理工場を竣工させるとか、それは国ではなくて日本原燃のほうだと思いますけれども、一般的にそれを見たときに、今の上関町の町長の言われる調査が進んでいるからとか、そういうのを抜きにして、そもそもに立ち返って、まずその再処理工場が稼働すれば、そもそもこの中間貯蔵施設という施設は必要ないと、私はそう思うんですよ。

国も再処理工場を稼働させると言っている中で、じゃあその中間貯蔵施設、日本に必要です、中間貯蔵施設も必要ですと。仮に中間貯蔵施設を各電力会社があちこちに造って、再処理工場が稼働していく。そしたら、その造った中間貯蔵施設がなくなってくる場所等も出てくるのではないかと思うんですよ。

今後、今たまっている使用済み核燃料、そして、仮に今後また原発、全国各地で、今、再稼働を進んでいますけれども、さらに再稼働が進んでいった場合に、出てくる使用済み核燃料の試算であつたりとか、それを貯蔵する能力がその時点で幾ら、どれだけあるのかとか、そういったことを現時点で国がどういうふうに考えているのかと、そこは非常に気になるところでもありますし、そういったところは町長自身も、この町に中間貯蔵施設の設置をというふうに考えられているのであれば、その調査が

云々かんぬんというのは一旦置かれて、同時進行で国に対して、町長自身が、ぜひ疑問に思っていて、そういったことを国のほうにお聞きしていただきたいというふうには私は思うんですけども。

今言ったように、仮に、ここの上関に中間貯蔵施設となると、やはり通告書でも言ったように、原子力敷地内に乾式貯蔵施設を設置する計画も進んでいる中で、今この上関には原発が、今現在ありません。中国電力と関西電力の共同計画ということで持ってくるのであれば、島根原発ないし福井県の実浜・高浜・大飯原発からになるのかなと思うんですけども、それにかかる輸送費用ですよ。施設内にある隣の中間貯蔵施設に使用済み核燃料を移動させる、そのコストと、船を使って、この上関にまだ、できていません。仮に進むとなれば、今からそこに建物を建てていかないといけないというところ、まず、その時点でコストがかかる。そして輸送するのにも、さらにコストがかかってくる。そこにかかってきたコストっていうのは、やはり回り回って、最終的には国民の負担になってくる。そういうことも、これは一般的に考えて、そういう懸念もあると思うんですよ。ぜひ、そのあたりも町長も懸念していただきたいと思いますし、今現在、そういった考えもぜひ持っていていただきたいというふうに感じております。

2つ目の、Uターン者を増やす取組についての質問です。

町長のおっしゃるとおり、今、私も言いましたが、県の支援事業であったりとか、国の支援事業等々あるんですけども、やはりそこが限定されてくると、使用ができる対象者が限定されるというところで、私も、ちょっとそこがどうにかできないかなということで、質問を今回つくらせていただいたんですけども。

先ほど言われたように、今、町の事業として空き家改修助成金、これ1件当たり、上限50万円という事業がありますけれども、こちらは今お話を伺いましたら、持ち家の改修にも活用できるというふうに検討していただけるということで、これは今後、当町に、また帰ってきて生活をしようと考えておられる方には、非常にありがたい話かなというふうに感じております。

ただ、そういった場合に、ある程度、一定条件といいますか、帰ってきたけど、またすぐ、それは、その方々の状況というのもありますけれども、そういった一定条件も必要になってくるのかなというふうにも感じております。

あとは、今現在、私、事例としては祝島で活躍されておられるUターン者のことを通告書に書かせていただいたんですけれども、もちろん、こちらの本土側、上関、室津側にもそういった方々、たくさんおられると思います。

この上関町のホームページを見たときに、U J I ターン事例ということで、今現在3名の方の紹介がされているかと思います。このあたりも、ここ数年で、その方々以外も多くの方が、この町に移り住んで来られておると思います。もちろんUターンに限らず、J ターン、I ターンの方々も多くおられますので、ぜひとも、こういった事例をホームページ等々でもっと示して、帰ってこういうことをされている方もいるんだとか、自分もこういうことをしようかなというふうに思っていたけるような紹介も必要なのかなというふうに思いますので、そのあたりのホームページ等々の改善も必要かなと私は思っております。

再質問になるんですけれども、1 件目の、中間貯蔵施設が上関に必要なかというところで、今、述べさせていただいたように、現在の調査の進捗等々、それとは関係なく、国の掲げる目標、また、現状等々、この先の見込み、どういうふうに日本全体で、この使用済み核燃料というものを取り扱っていくのかというところを、そこの検証というのは今でもできると思いますので、そこをいま一度、町長のほうにもお考えいただきたいというふうに思いますので、その点に関して、いま一度ご質問のほうをさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩木 和美） 西町長。

○町長（西 哲夫） 最初の答弁と重複するかと思いますが、まず、再処理工場が稼働したら、上関は中間貯蔵は必要ではないのかということを、国のほうも問うていただきたいということでありましたが、現在のところ、そうした国からの、六ヶ所の

再処理工場ができれば、上関中間貯蔵は必要ないというような話も聞いておりませんし、先ほども申し上げましたが、国のエネルギー政策において、この中間貯蔵施設というものが大変重要な政策課題ということで経済産業大臣もおっしゃっておられます。

今現在は、清水議員もおっしゃいましたが、調査中でありますので、上関町が適地かどうかということは、まだ、はっきり分かっておりません。そういう状況の中で、国のほうが、各原子力発電所で中間貯蔵施設をそれぞれ造る上で上関は必要ないよというようなことは国からは伺っておりませんので、上関町は重要なそういうエネルギー政策の1つの地点というふうな位置づけは変わっていないというように私は思っております。

それと、いろいろ輸送コスト等々についてもおっしゃられましたが、これは先の話で、また、そういうことについては事業者なり国が考えることであって、町が事業コストについてどうのこうの言う立場にないということとはご理解いただきたいと思います。

それと、定住対策については、ご承知のように上関町は1年に約100名、平均的人口が減少している状況です。そうした中で、将来、上関町がなくなるというような統計的なデータも出ておりますので、これにはしっかり町としても力を入れていって、1人でも多くの方へ、この町にUターン、Iターンしていただきたいというような考えを持っておりますので、今後も、そういうところにはしっかり予算もつけていきたいし、私も、やはり持続可能なまちづくりということで、政策を選挙のときに申し上げました。ですから、町がずっと持続していけるような政策、それはやはり人口減少については、これは非常に危機感を持っておりますので、今後とも清水議員さんにもいろいろなお考えをお伺いさせていただいて、そういう有効な対策が取れたらというように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岩木 和美） 清水議員。

○議員（6番 清水 康博） 今、あらかた、町長のお考えはお聞きさせていただけた

ので、分かりました。

これは質問ではないんですけど、ひとつお願いといいますか。今、町長が答弁の中で、国から、再処理工場が稼働したら上関は必要ではありませんというようなことは、今現在そういったことは聞いていませんというふうに、今おっしゃったと思います。

これ、3月の一般質問の中でも、私ちょっと述べさせていただいておるんですけれども、今、中国電力のホームページを見ても、この間の4月30日の中国電力の社長の会見の中でも、仮に、ここに中間貯蔵施設が設置された場合、そこが永久貯蔵になるのではないのかという声に対しての答弁として、ここに運び込まれた使用済み核燃料は、今、建設が進められている再処理工場に搬出をするので、その心配はないということを述べられているんですよ。それも、国からはそういった話は全くないと思うんです。国は、その搬出時に稼働している再処理工場に搬出をするということしか、今現在、示していないと思うんですね。にもかかわらず、事業者である中国電力は今、建設中というのは六ヶ所ですので、六ヶ所に運び出すので、その心配はありませんということを、町民ないし周辺自治体の方々を安心させる材料として、そういったことを言われております。

ですので、このことに関しては、ぜひ、町長のほうからも、ひとつ強く注意といいますか、そういったことで、今現在、不確定なことで住民を安心させるような誤ったことはやめていただきたいということを強く言っていただきたいと、そう思っております。

2点目の、移住、Uターン者に対して。今回、私、Uターン者に特化した事業というふうに言いましたけれども、これ、Uターン者に限らず、Jターン、Iターン、そういった移住者に対しての施策というのももちろん必要と思っておりますので、その点も加味して、この上関町の人口減少、また担い手不足というところにも共に取り組んでいけたらというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（岩木 和美） 西町長。

○町長（西 哲夫） 2点目については、お互いが協議をして進めていきたいということで、それでよいと思いますけど、1点目の中国電力の社長と国の発言が違つとるということのご質問で、注意をして、町長のほうからということでございましたけど、この点については、真意を、どういうことであつたんかということは確かめさせていただきました。その上で、やはり中国電力としては言葉足らずといいますか、そういうような感じで、何か誤解を招くようなことも言って、ちょっと自分の考えがそういうふうに伝わってしまったのかなというようなこともあつたというように間接的に聞いております。

そういうことで、この中間貯蔵施設を、いずれにいたしましても、今、調査中ですので、結果が出たら、しっかりそのあたりも十分皆さんとも議論を尽くして、町のためになるような形で進めていくことは、これは当然なことだと思っております。事業者の都合でやるわけでも何でもございませんので、そこはご理解を頂けたらと思います。

○議長（岩木 和美） 以上で、清水康博議員の一般質問を終わります。

○議長（岩木 和美） これより休憩を取ります。再開を10時とします。直ちに休憩に入ります。

午前9時45分休憩

午前10時00分再開

○議長（岩木 和美） 休憩を解き、会議を再開します。

一般質問第2、山戸孝議員。

○議員（5番 山戸 孝） 私は、今回2点の質問をいたします。

まず1点目に、紙の健康保険証の廃止、町民への影響を最小限にと題して質問をさせていただきます。

従来の紙の健康保険証は今年12月2日に廃止となり、マイナンバーカードと一体

化した形で運用されることが決定をされています。本町における関連したデータを確認すると、令和6年4月の時点で、人口2,230人に対し、マイナンバーカードの保有者は1,764人。これは、あくまでもマイナンバーカード保有者であって、マイナンバーカードを保険証に登録した人数ではありませんので、お気をつけください。1,764人で、登録割合は79.10%となっております。

それで国民健康保険については、被保険者数654人中、保険証として登録をされている方が471人で72.02%。後期高齢者医療保険については、被保険者840人中、保険証登録が618人、登録割合が73.57%と、いずれも上関町内においては7割を超える方がマイナンバーカードを保有、あるいは保険証として登録をしているという状況にあります。

マイナンバーカードを保有していない、または保有していても保険証としての登録をしていない方には、今後、資格確認書が交付され、また、申請も、この場合は不要であるということのようです。

また、今年が最後の更新となる従来の健康保険証は、廃止後1年間は猶予期間として、その健康保険証に書いてある有効期限内は使用可能であるといった経過措置も取られるとのことです。

そのため、すぐすぐに支障が生じることはないであろうとは思いますが、現行の制度上、予測される懸念としては、この夏に交付される従来の保険証を紛失した場合、12月2日以降は、その再発行ができないことや、マイナンバーカードを保険証として登録されている方には資格確認書が交付されない、あるいはケース・バイ・ケースのようですが、申請をしなければ交付がされないということ。また、12月2日以降に転居や世帯主の変更など、住民票の情報に変更が生じた場合は、経過措置中であつたとしても、従来の保険証は失効してしまうということがあるようです。

制度の変更については住民への周知とともに、特に高齢者を中心に混乱が生じないよう、ケースに応じたスムーズな対応を想定、検討していくことが必要と考えますが、町の考え方をお尋ねをいたします。

2点目に、中間貯蔵施設計画、町民への説明責任をどう果たすのかと題して質問をさせていただきます。

昨年8月以降、本町における中間貯蔵施設計画には、多くの町民から、また、周辺市町をはじめとした県内外の多くの方々から反発や疑問、懸念の声が上がっております。その声は中間貯蔵施設そのものに対してももちろんですが、さらに計画への是非以前の問題として、町民への説明のなさにも向けられていると私は考えております。以前からご指摘をさせていただいているように、この問題については、いまだに町民への説明や情報提供が、しっかりとなされていないのが現状です。町長は説明会の開催そのものは否定をされてはおりませんが、これまでのご発言などを見ると、あくまでも国や事業者、中国電力が前面に立つものをイメージをされているように私は感じております。

また、東海第二発電所の乾式貯蔵施設への視察を今年度も予算計上をされましたが、前回の議会でも申し上げましたが、やはり昨年度の参加状況などを見ると、現時点での必要性については、私は疑問を持たざるを得ないと考えております。

そういったことで考えると、今、上関の町民が求めているのは、まずは町長ご自身の考えを、自分の言葉でしっかりと町民にご説明をされることなのではないでしょうか。

町長は、一昨年の町長選挙において、中間貯蔵施設に関する主張や言及をされております。だからこそ、この中間貯蔵施設計画に関しては、町民へのより大きな説明責任があり、それが果たされていないことは、町長への、ひいては行政への不信の原因となってしまう、そのことを懸念をしております。

適地かどうかの調査結果が出なければ、具体的な説明や議論はできないと言われるかもしれませんが、ちょうど先ほど同僚議員からの質問にもそのような答弁がありましたが、私は、今の時点でも町民へ説明できること、説明すべきことがあるはずだと考えます。

昨年8月の中国電力からの申入れの詳細、町長が調査に同意をされた理由、そもそ

も、なぜ町長が中国電力に地域振興策を求めたのかなどについて、報道などを通してではなく、町長が直接、町民へ説明や情報を提供し、意見交換をすることは考えておられないのでしょうか。町民にきちんと向き合う姿勢を目に見える形で示し、説明責任を果たされるべきであると考えますが、町長の考えをお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（岩木 和美） 西町長。

○町長（西 哲夫） それでは、山戸議員さんの、紙の健康保険証の廃止、町民への影響を最小限にというご質問にお答えをいたします。

山戸議員さんの懸念されるとおり、今までは病院の受付で保険証を提示すれば、保険証に記載のある負担割合で医療を受けることが問題なくできておりました。

しかし、マイナンバーカードが保険証の代わりとなると、病院の受付にある読み取り機で顔認証により本人確認を行うか、ご自身が登録した4桁の暗証番号を入力し受付を行わなくてはなりません。私も含め後期高齢者にとっては暗証番号を覚えるのは一苦勞で、保険証での受付のほうが負担は少ないように思っております。

保険証が廃止となると、12月2日以降、病院に行くことを控える高齢者がいるかもしれません。しかし、11月までに保険証の交付を受けた方は、来年の7月末までは保険証を使用することができます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録されている方でも、12月2日以降に保険証を紛失した方や住民票の情報に変更が生じた方、マイナンバーカードでの受診が困難な方は申請は必要となりますが、資格確認書を交付することができます。この資格確認書を病院の受付に提示することで、資格確認書に記載のある負担割合で医療を受けることが可能となります。

マイナンバーカードを保有していても健康保険証の利用登録をしていない方には、今までどおり、有効期限が1年間の資格確認書を、毎年7月に送付することになっております。

ここまで説明してきた内容は現段階の情報であり、国の方針として保険証はマイナ

ンバーカードと一体化した形で運用を予定しているため、動向を注視する必要があると思っております。今後、制度の変更等があれば、町民への周知もしっかり行ってまいりたいと考えております。

次に、山戸議員さんの中間貯蔵施設計画、町民への説明責任をどう果たすのかというご質問にお答えをいたします。

これまで、議会等を含め、様々な場面を通じて皆様にお伝えしていることもあり、重複するものもあるかと思いますが、ご容赦をお願いをいたします。昨年の議会の答弁の際もご説明させていただきましたが、経緯等について、改めてお伝えをさせていただきます。

国のエネルギー基本計画には、依然として原子力発電所の新增施設は明記されておらず、不透明な状況が続いています。このような中で、町は急速に疲弊が進み、深刻な人口減少、高齢化により、自主財源の確保も望めず、財政状況は年々逼迫しており待ったなしの状況です。このままでは住民支援策も近い将来できなくなり、最終的には住民負担へとつながることが懸念されます。

私は、町長就任以来、このような状況について、常に強い危機感を抱いてきました。議員の皆さんにおいても、この状況を打破すべく、これまで町の振興策や財源確保について様々な議論を重ねてこられました。しかしながら、有効的な施策についての結果は出なかったと報告を受けております。

そこで、私は昨年２月、中国電力に対し、この喫緊の課題である新たな財源確保につながる地域振興策について検討していただくよう要請をいたしました。

そして、８月２日、地域振興策に向けた新たな選択肢の一つになり得る取組として、使用済み燃料中間貯蔵施設の設置について、立地可能性調査を行いたいとのご回答を頂き、臨時議会で議員の皆様のご意見を伺いながら総合的に判断し、調査受入れを表明いたしましたことをご説明させていただきました。

これまでの議会答弁でも申し上げておりますとおり、中国電力株式会社による視察が行われていますが、事業者の実施する視察ではなく、それ以外で視察に参加したい

という方もおられるのではないかという思いもあり、町のほうでも予算を計上して募集を行い実施しております。町民の皆様には判断していただく上でも、実際に施設を見ていただくことが重要であると私は思っております。

本年度の視察につきましては、交付金交付申請の交付決定後の実施となるため、5月からの事業開始となり、5月に募集し実施することが難しく、6月、7月は受入先に空きがない状況でしたので、7月に広報等で募集を行い、8月から実施したいと考えております。しかし、現在、7月に受入先に空きが出ているとの報告もありますので、7月には職員の視察を実施したいと考えております。

山戸議員さんは、住民参加者が少ないことで、事業の必要性について疑問を持たれておられるようですが、私はそうは感じておりません。町が実施する視察についてはあくまで事業者による視察の補完的な意味をなすものと考えております。

いずれにいたしましても、住民の皆様には視察に参加していただき、中間貯蔵施設がどのようなものか、しっかり勉強していただいた上で、これからの住民説明会と、皆様に説明する機会も設けたいと検討をしております。

事業者による住民説明会も、いろいろな箇所で行われておりますが、調査の結果、適地であれば、具体的な事業計画やエネルギー政策等の住民説明会は、国にも参加していただくよう考えております。もちろん、町と国と事業者による住民説明会を考えているところです。住民の皆様が必要かどうか、判断いただけるよう、議論できるよう、情報の提供を行ってまいりたいと考えております。

以上で、山戸議員さんのご質問へのお答えとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩木 和美） 山戸議員。

○議員（5番 山戸 孝） まず1点目のほうに再質問させていただこうと思います。

私も、調べれば調べるほど、朝令暮改といいますか、決まったはずのことが変更になったり、いつの間にか変わっていったりで、なかなか、特に現場ご担当者の方は大変な思いを今されているだろうなというふうには、このマイナンバーカードの保険証

問題については思っております。

やはり、結局のところ、12月2日が1つのラインとなるということですので、今、町長もおっしゃられたように住民への周知というところは私も必要だと思いますが、そういった状況が刻々と変化し得るような今の状況の中では、そういう12月2日の1つラインまでに、さすがにそこまでは、ある程度方針は固まっているはずだと思いますので、国も、さすがに、住民に対する、特に高齢者の混乱がないように、担当課のほうではしっかりご周知をしていただければと思います。

そこで、ひとつ提案ではあるんですが、例えば、私、今回調べる中で、ほかの自治体では既に状況等、ホームページのほうで紹介しているような自治体もあるんですが、その中には、こういったQ&Aであるとか、こういったチャート図みたいなところですね。マイナンバーカードを持っているかいらないかで、イエス・ノーで進んでいくような、こういう目に見える形で、言葉だけではなくて、高齢者の方でも直感的に、自分はこうすればいいのかというのが分かりやすいような、私が思うに分かりやすいような説明の仕方をされているところもあると思いますので、高齢者の方に分かりやすいようなご説明を、そういった形で心がけていただきたいなと思います。

ですので、一つ確認ですが、もちろん今の状況では難しいと思うんですが、今後、町のホームページ等で、こういった資格確認書であるとか、保険証の扱いであるとか、そういったところをアナウンスするのかどうか、あるいは今後、広報あるいは回覧等で地域住民に直接、紙の形でお知らせをするというようなことは考えておられるのかどうかというところを、まず再質問として1点伺いをするのと。

もう1点が、まだ実施はされていないんですが、町の公式LINEを、このたびやるということで、たしかチャットボットですか、いろんなQ&Aにも答えられるような形にするというようなことを、たしか前定例会でもご説明があったように思いますが、例えばそういったところでも、この保険証の問題について、町民のほうで質問を打ち込めば、こういうふうにすればいいよ、あるいはこういうところに相談すればいいよというような回答が得られるような体制にしていくのかどうか。

今の2点を、マイナンバーカード、保険証関係についてはちょっと細かくはなりませんが、担当課のほう、もし可能でしたらお答えを頂ければと思います。検討中であれば、検討中であるということで全く構いませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

それと、中間貯蔵のほうの話といいますか質問についてですが、町長のご答弁は、今まで9月議会、12月議会、3月議会と、私含め同僚議員からも質問がある中で頂いたお答えと、よく言えば整合性のある同じ答えを頂いたように思いますが、今回、私、中間貯蔵そのものだけではなくて、説明責任をというところで質問をさせていただいております。

一つ、最近、こちら新聞のほうで、島根県の西ノ島町が、かつて、そういった核のごみ、まあ、資源ですか。いずれにしても使用済みの核燃料の処分等の問題についての議論があった上で拒否をされているという事例が紹介されている中で、私、記事を読むに上関町の重なる部分あるなどと思いながら読んでいる中で、一つ、やはりこれは本当に一緒だなどと思うのが、最終的には住民の動きによって否決といいますか、設置はしないと、調査はしないとというふうになった上で、核のごみを持ち込まないという条例をつくられたんですが、そこに住民が動いた原因になった大きなものの一つが、これは新聞記事にこういうふうに書かれているんですが、その方によると、行政の説明責任の欠如と町議会の密室性に、やはり町民からは大きな懸念、疑念があった中で、そういった拒否条例をつくるまでになったんだというような話が載っております。

そういったところを見るにつれ、私は上関町においても、やはり行政の説明責任の欠如と町議会の密室性というところは、本当に上関町の今の物事の進め方はこれでもいいのかというのは、現に意識をしていかなければいけない点だというふうに、私は自身としても思っていますし、だからこそ、先日も特別委員会の提案を、議会の中でも提案をさせていただいて、残念ながら同僚議員の皆さんからは同意は得られなかったもので、特別委員会等を設置するということは、今の上関町議会ではない状況ではあるんですが、ただ、やはり行政の説明責任というところは、やはり私は今、上関町とし

ても足りていないのではないのかなと思うんです。

これと全く同じことを、たしか3月議会に、それこそ東海第二発電所の乾式貯蔵施設に視察に行った住民のアンケートの中で、町も行政も町議会も、ちゃんと説明を町民にするべきだみたいなご意見が、その視察の参加者からのアンケートにもあったということは、たしか3月定例会の一般質問の再質問かで私が述べさせていただいたと思うんですが、まさにその部分でして、私としては、やはり町民から今の行政、あるいは町長のこの問題に対する進め方、あるいは町議会のこの問題に対する取組が果たして町民から信任を得られているかという、私ははっきりと得られていないというふうに感じています。だからこそ、議会自身もそうですし、町長にも、やはり賛否の前に説明責任をしっかりと果たすことが、まずは大事なのではないかなと思ひまして、今回質問をさせていただいているわけです。

どうしても町長、実施は調査結果の出る前ではなくて後だというふうなことをどうも言われるので、うーんという、本当に果たしてそれでいいんでしょうかという思いなんです、これ再質問なんで、明確な質問をさせていただきたいと思います。

まず1点、今、町として総合計画を策定するに当たって、タウンミーティングを検討されていらっしゃる。で、私としては膝詰めで住民の意見を酌み取る、民意を酌み取るという意味では、タウンミーティングというやり方は、私はよいやり方なんではないかなというふうには思っております。だからこそ、この中間貯蔵の計画についてでも、ある種、一方的な説明に終わるのではなくて、住民の声、民意を酌み取るという意味で、そういうタウンミーティングのようなものを考えていらっしゃいますでしょうか、町長。まず1点、それをお尋ねしたいと思います。

もう1点、やはり国が前面に立つことを町長としては希望されている、考えていらっしゃるということは以前から申し上げているし、マスコミのほうにも発言されておりますが、実際、国のほうが、上関町が説明を開くと言えば、国もちゃんと出ますよというようなことを、国は言っているんでしょうか。その辺についての実情、現状について、お尋ねをしたいと思います。

以上2点、中間貯蔵施設の件については再質問をいたします。

以上です。

○議長（岩木 和美） 西町長。

○町長（西 哲夫） 聞こえますか。何か聞こえにくいちょうお話が傍聴席のほうでありましたので、あれです。

まず1点目の、今の保険証がマイナンバーカードへ移行するという、そういう今後の取組については、後ほど課長のほうから説明をしていただきます。

それと町長の説明責任についてですが、毎回毎回申し上げておりますが、現段階調査中であり、そして私が中間貯蔵施設調査を受け入れた経緯というのは、昨年2月に中国電力に対して地域振興策を考えていただけないかという要請はいたしました。その結果、8月2日に、その一つとして中間貯蔵施設の調査検討をさせていただきたいという申入れがありまして、そして全員協議会で資料も全部提出し、そして8月18日の臨時議会をお願いして、議員の皆さん方のご意見をお伺いしてから総合的に判断して調査検討を受け入れると、こういう経緯はご承知のとおりでございます。

その後、国においても、そういう調査結果が出れば、地元に入って説明するというようなお話は伺っております。私も、やはり調査結果が出ないうちに住民説明会といっても、なかなかそうしたものが分かりづらいだろうということもありますし、なぜ調査を受け入れたかといいますと、先ほど申しましたように町の地域振興策の一つとして受け入れたということでございます。

それで今後、そうしたまちづくりについて、総合的に、ですね、山戸議員もタウンミーティングを開いて、住民の意見等々も聞いてという話もありますが、次の秋山議員さんからもこういう同じような質問を頂いておりますので、十分、総合計画についても、今後そういうまちづくりについても、住民の意向というものは、それを大事にして取り上げていかなくてはならないように考えております。決して、町は私のためにあるわけではありません。住民のためにあるということだけはご理解いただきたいと思います。

2 点目については、課長のほうから説明をさせます。

○議長（岩木 和美） 立島住民課長。

○住民課長（立島 信昭） ただいまの山戸議員さんの、紙の保険証の廃止、町民への影響を最小限にということで、今後、紙の保険証の廃止された後の、どのように医療にかかるときに保険証を使うとか、その辺の保険証が廃止になった後、どうすればいいのかという広報及びホームページとかの記載については、載せることはもちろん考えておりますが、ただ、時期について、今、国民健康保険のほうでいえば、ある程度事務要領というか、こういった方に資格確認書を交付しなさいとかいうのが出ているんですが、後期高齢者医療のほうについては、ちょっと確認もしたんですけど、10月以降ぐらいじゃないとマニュアルというか、そういった事務要領が出てこないもので、もう期限が12月2日というのが決まっているんですけど、その辺が11月広報に間に合うかどうか。ホームページのほうはすぐ載せることはできると思うんですけど、載せることは確実に載せるんですけど、載せる時期については、今まだ未定でございます。

以上です。

○議長（岩木 和美） 坪金企画財政課長。

○企画財政課長（坪金 由美） 先ほどの山戸議員さんの公式LINE運用事業の件で、チャットボットによる保険証の説明ということでご質問いただいておりますけれども、こちらのほうにつきましては対応可能かどうか、また確認をしないとちょっと分かりませんので、できる限り対応していきたいとは考えております。また、お知らせをしたいと思います。

以上です。

○議長（岩木 和美） 山戸議員。

○議員（5番 山戸 孝） ありがとうございます。保険証のほうを先に答弁のほうを頂きましたので、ちょっと感想等を述べさせていただきますが、後期高齢者の方ほど早く現状を固めて、こういうふうにすればできますよというアナウンスをするべき

だと思うんですが、そちらのほうがそこまで遅くなるというのは、なかなか大変だと思いますが、いずれにしても、これ、一自治体の中でできる作業といいますか、決めることではないので、そのあたりは致し方ない部分はあると思いますが、いずれにしましても、特に高齢者の方が混乱されないような形で、しっかり、広報、アナウンスをしていただきますように、これはもうお願いですから、ご答弁は結構ですのでやっていただきたいと思います。

あと、LINEのチャットボットのほうもですが、これを公式LINEでチャットボットするというのは、一つは、直接、例えば電話とかでのお問合せにかかる職員の方の負担の軽減とか、そういったところも含めての取組だというふうに思っておりますので、できるだけAIならAI、LINEとかで、デジタルで済ますことができる方には済ましていただくほうが、やはり最終的には職員の方の労働環境の改善であるとか、そういったところにも含めてかかってくると思いますので、私としては、可能であれば、しっかりとLINE等でも対応できるようにやっていただきたいと思いますので、ご検討のほうをしっかりとお願いをしたいと思います。これも答弁のほうは結構です。ありがとうございます。

それから、中間貯蔵、それから町長の説明責任のところなんですが、やはりここはなかなか順番というところも含めて、かみ合わないところもあるのかなと思うんですが。私、一つ、やはり懸念があるのが、ほかの自治体、原発もそうですし、中間貯蔵や最終処分場を含めて、最近いろいろ動きは出ておりますけども、その中で、私、造る、造らないの前にやはり必要だと、大事にしなければいけないというのは、これは以前から申し上げているんですけど、物事の進め方に対する公正さと透明性だと思うんですね。やはりそれがなければ、どういう結論になったとて、どうしても納得できない方は出るにしても、その後の町の進め方、物事の進め方に大きい、言ったらしこりが残るというようなところも、私は今回の問題、原発問題の賛成・反対の対立というのを一度、現状もまだ残っていますが、経験した我々だからこそ、中間貯蔵施設の計画についても、最低限しこりは残らないような形をやり方としても模索すべき

だと。その上においては、今の町長のお考え方ややり方というのは、私としてはちょっと不満があります。やはり、もう少し公正性や透明性が町民から感じられるやり方を、ぜひやっていただきたいというふうには考えているんです。

特に町長も、るる、このご決断までの経過を述べられましたけど、じゃあ果たして、町長がそういういろんな苦悩もあった上での判断だというのであれば、それが果たしてどこまで町民に今伝わっているんでしょうかというところもあります。

現実には、僅か16日で、町長、調査容認を判断されたわけです。もちろん議会もそうですし、町長にとっても、16日といっても、相当苦悩された16日かもしれませんが、町民の方からすれば、あっという間の、何も意見を言う間もなく、思案の間に調査容認が決定されていたというふうにはしか見えないんです。その部分については、私が求めている公正さや透明性という点では、そもそもこの中間貯蔵施設の計画は大きなマイナスから、もう既にスタートしてしまっているんです。そういった部分があるからこそ、多くの町民もそうですし、先日、中国電力の説明会、先日と言いましたが、今年の当初でしたけど、中国電力の説明会でも、中国電力事業者自身が、原発に賛成している住民でも、中間貯蔵の計画を納得していない住民はたくさんいるということは、その説明会でも回答がありましたけど、そういった納得していない町民が多い、あるいは周辺自治体からの反発というのがここまで大きいというのは、やはり進め方に公正さや透明さが感じられないからなのではないか、あるいは感じられないことも大きな原因の一つなのではないかなというふうには、私は本当に強く思っているわけです。

同時に、調査の容認まで、こういった公正さや透明性が感じられない形で進められてしまったという現実を見たときに、では、町長は今後言われる町民に、しっかり考えていただければよいんだと、町民が嫌と言えば自分は無理にやらないんだといったお言葉は、果たしてその額面どおり町民に受け止めてもらえるのかというところも考えていかなければならないんじゃないかと思うんです。

調査の結果を踏まえた議論をしっかりすると言われますが、その調査結果を踏まえ

た議論すら、その１６日間で決められてしまったことと同様に、町民の意思を無視して進められてしまうのではないかという懸念、疑問というのは、町民としては持つというのは、これは私、実際に今の町民とお話をする中で、やはりそういうところを感じられている方が多いなというふうには感じております。

だからこそ、賛成・反対、私はもう明確に中間貯蔵計画については反対はしますが、賛成・反対の議論をする前の段階で、やはり町長、公正さや透明性を持った物事の進め方を、ぜひともしていただきたい。そのためには、やはり私が申し上げているように、今、明確に足りていない町民への説明責任を果たすというところは大事なところなのではないかと思っております。

町長、本当に町長のお考えはお考えではありますけれども……。

○議長（岩木 和美） 傍聴席、お静かにお願いします。

○議員（５番 山戸 孝） やはり物事の進め方として、このまま、なし崩しに物事を進められていくということは、あつてはよくないと思いますので、どうしても町長、調査の結果が出てからでないと、なかなかそういったことができないというようなことは言われますけども、私としてはそういった説明のタイミングであるとかは、結論が出る、あるいは多くの町民が納得するまでは何度あってもいいとは思っていますので、回数を制限することなく、できれば通告書で私が申し上げているように、調査の結果が出る前でも、今、町民の方、あるいは周辺自治体や、その周辺自治体の住民に対するメッセージ的なものでもありますが、しっかりと町長の考え方を膝詰めで町民のほうに発信をするというところから始めるべきなのではないかと思うんですが、その点について、すみません、明確な質問とまとまっているかどうか分かりませんが、私としては、できることは今すぐやるべきではないでしょうかというふうに問わせていただいて、再質問を終わらせていただこうと思います。

以上です。

○議長（岩木 和美） 西町長。

○町長（西 哲夫） 山戸議員さんのそれは思いでいろいろ申されたのだと思います

けど、調査検討を受け入れたのが拙速感がある、当時、相当マスコミにも書かれ、放送されたり、議員さんの中にもそういう方がおられました。

しかし、これが調査検討を、果たして半年、1年延ばすことが町民のためになるかどうか。それを延ばすことによって、町民の分断、賛成・反対、これが非常に、原子力の経験を踏まえれば激化するようになって、決して得策ではない、このように私は考えました。

まず調査検討をさせて、結果が出て建設が可能となれば、そこはしっかり、皆さん議会でも議論し尽くしていただければいいと思います。これは時間をそんなに制限することもないし、住民の多くの皆さんが、この中間貯蔵に対して必要ないということであれば、それはそれで結構と思うんですよ。それは町の意味ですから。先ほど西ノ島の例も山戸議員が示されましたけど、私も拝読しました。しかし、あそこの島は島として、それを考えた結果、島民皆さんが、大多数がそういう選択をしたわけであって、今、上関町は調査段階であって、この結果を踏まえて議会も、住民の大多数が、これを反対いうものを、私はそれを押し切ってやることはないということは以前も申し上げたと思います。

それと、透明性を持ってやったらどうかという話でございますけど、議会でも皆さんから質問を頂いている中で、隠し事は一切したことはございません。ですから、ありのままを報告しておるわけで、私は事業者のためにやるわけでも何でもございません。先ほど清水議員さんにもお答えしましたが、町が今後どうしていくのかと。この人口減少、財政の硬直化、本当にこれでいいのかと。みんながそのように思うんなら、それでいいですよ。今度、極端に言えば今のワークショップを8月、9月にタウンミーティングと山戸議員が言われました、先ほど。祝島でも2回、こちらでも2回開くような形になっておりますよね。その中でいろいろ、住民1人当たり、今どれだけ町が負担しておるのかということもお示しできると思います。ですから、将来、皆さんが応分の負担出しますよと、交通の利便性も、もう不便になってもいいですよと、そのような状況で皆さんがいいと言うのであれば、それはそれで結構だと思うんです。

よ。

ですから、今はしっかり調査をしていただいて、データが出て可能となれば、しっかりそこは議論と説明を尽くしていかなくてはならないというように考えておりますので、そこはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩木 和美） 以上で、山戸孝議員の一般質問を終わります。

○議長（岩木 和美） これより休憩に入ります。再開を11時とします。直ちに休憩に入ります。

午前10時45分休憩

午前11時00分再開

○議長（岩木 和美） 休憩を解き、会議を再開します。

一般質問第3、秋山鈴明議員。

○議員（9番 秋山 鈴明） 私のほうからは、2件、質問させていただきます。

1件目、定住対策のビジョン。

前回、3月議会の一般質問にて、原子力交付金及び寄附金、合わせて100億円得られたようなアドバンテージが、どうして財政難の解消につながっていないのか、どうして中国地方で最高レベルの人口減少率になっているような状態になることを避けられなかったのかという過程、因果関係について、政策の実効性、すなわち財源の活用方法について検証すべきなのではないかということを質問させていただきました。

執行部には、私がこれまでの政策を全否定したかのように受け取られてしまったので、結果として、これまでの政策の成果についてご答弁いただき、前向きな議論ができず、不本意な形になってしまっていて残念でしたが、私としては財源の使用用途について、より改善を図っていくべきなのではという意図での質問でした。

整備された施設や住民サービスは、当然、一定の評価をされるべきことということ

は前提で、その上で人口減抑制に至っていない、財政難解消に至っていないことについて、では、どう改善していくのがよいのかという質問の意図であったことを、改めてご理解いただければと思います。

前回、住民サービスをするために、基金を取り崩して予算組みをしている状態であることを理解していただきたいと強調されておりました。当然のことで、改めて言及するのも恐縮ですが、支出に対し収入が少ない財政構造に対しメスを入れるべく、町長の公約のとおり、定住促進を最重点施策として取り組んでいただいていることと思います。

さて、昨年の12月議会の一般質問では、本町独自の子育て支援は移住定住に十分な成果が現れているとは思ってはいないが、なくしたらどうなっていたかも考える必要があるとご答弁いただいております、また、3月議会では、それならば子育て支援策は移住政策ではなく転出防止策なのではないかという質問に対し、全く効果がなかったわけではなく、他市町よりも手厚い子育て支援策があることにより、町内に定住してくれる方がいることも事実と述べられています。

町の既存の施策の成果を強調するお気持ちも理解できますが、より定住促進を強化するためには、より精力的に効果のある新たな手を打っていくべきと考えます。財源確保のための定住促進でもありますので、財源が貧しくてもできることから取り組んでいく必要があります。

改めて、今後の定住対策の具体的なビジョンをお聞かせください。

2件目です。将来世代へ過大な負担を残さないために。

前回、交付金等を使って施設整備ができたという趣旨の答弁も頂きました。もちろん、施設整備されたことは、当然、一定の評価をされるべきことと思いますが、一方で人口減は急速に進んでいる中、将来世代の1人当たりの維持管理コストが重くのしかかることも十分に注視しなければいけません。持続可能な町政という以上、人口が減る中、公共施設の削減、住民サービスの縮小などを行い、財政規模の縮小が必要不可欠だと思います。なお、これは全国共通の課題です。

さて、前回の質問の答弁で、総合計画の策定業務に入るに当たり、町の課題について皆様のご意見もしっかり伺い、将来を見据えて後年に負担を残さないよう、次世代のための取捨選択について真剣に考えていきたいとご答弁いただきました。難題と思いますが、持続可能な町政の実現のためにも、将来世代に過大な負担を残さないように先送りできない問題であると町長にも認識していただいた上でのご答弁であったかと思います。

ここで質問します。財政規模の縮小、つまり公共施設の削減、住民サービスの縮小という難題について真剣に考えていきたいというご答弁でしたが、住民とどう協議を行い、あるいはどう総合計画に盛り込んでいくのか、具体的なプランをお尋ねします。

また、財政規模縮小の必要性に迫られる一方、現在、診療所の設計段階と思いますが、今後、人口減が確実視され、現役世代へのサービスと、一方で将来世代にとって資産過多にならないように世代間バランスを考慮しなければいけない中、診療所をどのように設計されるのか、お聞かせください。

○議長（岩木 和美） 西町長。

○町長（西 哲夫） それでは、秋山議員さんからの定住対策のビジョンについてのご質問にお答えをいたします。

これまで秋山議員さんからは、町の施策に対する検証やこれからのビジョンについて、再三にわたりご質問を頂いております。その都度、私の考えを述べさせていただいており、重複した内容もあろうかと思いますが、ご容赦をお願いをいたします。

定住促進対策の強化については、町の総合計画における重点施策の1つとして掲げ、定住住宅の建設や子育て世代への支援、特色ある教育の実施、空き家の利活用など、様々な事業を展開してきました。そして、これらの施策について、私がどのような思いを持って進めてきたかはしっかりお伝えしており、ご理解いただけているものと思います。

重ね重ね恐縮ですが、私は、著しい人口減少を食い止め、移住定住につなげるためには、まずは住民の皆様の生活を守り、安心して暮らせる持続可能なまちづくりが重

要だと考えております。

3月議会の一般質問の中で秋山議員さんは、子育て支援策は移住定住政策ではなく転出防止策だと言われましたが、果たしてそうでしょうか。住民の暮らしを支えるということは、当然、移住で上関町に来られた方の暮らしを支え、守ることにもつながるのではないのでしょうか。

移住への動機はいろいろあると思います。それが関係人口であったり、観光交流であったり、先ほどの清水議員さんのご質問にもありましたが、Uターンもこれに含まれると思っております。

ただ、大事なのは、移住を希望される方が町にどのような魅力を感じているのか、既存の支援策を含め、上関町に何を求め、何を望んでいるのかをしっかりと把握する必要があると思います。

今まさに、今後5年間における町の指針となる第6次上関町総合計画を策定することとしており、ワークショップを通じて住民の皆様からのご意見を伺う機会を設けております。このワークショップは祝島地区でも開催することとしており、秋山議員さんをはじめとして移住された方も多くいらっしゃることから、移住を決めたきっかけや、移住者として何を求めているかなど、ぜひお聞かせいただきたいと思っております。

また、新たな打ち手として、財源が乏しくてもできる取組についても、ぜひご意見を頂ければと思っております。そして、1人でも多くの方に、上関町に住んでよかったと思っていただき、定住につながるよう尽力してまいり所存でございますので、引き続きご支援、ご協力をお願いをいたします。

次に、将来世代へ過大な負担を残さないためにということで、2つのご質問を頂いておりますので、順にお答えをいたします。

まず1つ目の、公共施設の削減、住民サービスの縮小という難題について、どのように住民と協議を行い、総合計画に盛り込んでいくのかというご質問ですが、秋山議員さんのおっしゃるように、公共施設の削減や住民サービスの縮小というテーマは、

大変重く難題です。特に住民サービスについては、私の公約でもあります住民に寄り添ったまちづくりを支える重要な柱であり、できる限り継続していきたいという思いが強くあります。

しかし、町の財政状況や人口減少、将来世代への負担等を考えれば避けては通れない問題なのも事実です。そして、住民の皆様にも町の現状を知っていただくことも重要であると考えております。

今回、第6次総合計画策定に当たり、住民とのワークショップを8月から9月にかけて開催する予定としております。その際に、現行の上関町公共施設整備計画の中から住民1人当たりにかかるコストと現状が示された資料を抜粋し、皆様に提示、説明することとしております。その上でスケールダウンや統廃合等も視野に入れながら、今後の公共施設や公共交通等の在り方についてご意見を頂き、策定委員会や審議会を経て、計画の素案に盛り込んでいきたいと考えております。

次に2つ目の、資産過多にならないように世代間バランスを考慮しなければならない中、診療所をどのように設計されるのかというご質問にお答えをいたします。

現在、診療所の設計については、関係各課や設計コンサルタント業者、医師、看護師、事務員等の現場の意見も踏まえて協議をしているところです。基本的には、現在の海のまち診療所の面積をベースとして計画しておりますが、当然、人口推移や人口規模、費用対効果等も鑑み、将来を見据えた機能や規模となるよう検討してまいります。

また、既存の器具や備品等は極力そのまま利用し、コストパフォーマンスにも十分配慮してまいります。さらに、町民の方のご意見や要望等も積極的に取り入れていきたいと考えております。

現在は、まだ旧中央公民館の解体工事中であり、解体後に地質調査を実施しなければ詳細の設計に入れないと聞いております。このため、基本設計や実施設計業務は初期の段階ですので、これから協議を重ねながら実施してまいりたいと思っております。

以上で、秋山議員さんからのご質問へのお答えとさせていただきます。ありがとう

ございました。

○議長（岩木 和美） 秋山議員。

○議員（９番 秋山 鈴明） ご答弁ありがとうございます。

まず、再質問に当たる前に、議長に改めて、こちらも質問等、論点等を、なるべく分かりやすくするようにしますので、改めて議長のほうに進行をしっかり任せたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（岩木 和美） 分かりました。よろしくお願いします。

○議員（９番 秋山 鈴明） ご答弁ありがとうございます。

具体的な今後の定住対策ということで質問をさせていただいたんですけれども、僕もいろんな町民の声を背負ってここにいますので、もちろんそういう声を伝えなければいけないというふうにいるんですけれど、特に子育て世代の危機感と行政の危機感に、僕はどうしても乖離があるように見えてしまうんですよね。結局、今のご答弁を聞いていても、改めて確認なんですけど、取りあえず今やっていることを継続ということという認識でいいんでしょうかね。

いろいろされているとは思いますが。定住促進住宅の建設であるとか、子育て支援策とかということをいろいろされてきてはいるんですけれど、それがまだ大きな成果を出していないということを、どのように受け止めていらっしゃるのかということを、しっかり考えなきゃいけないと思うんですよね。

町長も認めるように、子育て支援策も十分な成果出していないというふうに認めている中で、移住定住の理由になっている方もいるということも、もちろんそれも認めます、僕もそう思いますけど。でも、十分な成果が出ていないといううちに継続でこのままやっていくということで、それでいいのかという……。

人口減に対して、先ほど同僚議員の質問に対しても、喫緊の課題であるというふうにおっしゃっていると思うんですけど、だとしたら、なぜ新しい手を打たないのかというところに、やっぱり疑問が湧くんですよね。少なくとも僕に声を届けてくれる町民の方は、その本気度が見えない、行政の本気度が見えないということをすごくおっ

しゃるわけですよ。今やっている移住定住政策を成果が十分に出ているとは言えないという中で、取りあえず継続ということでもいいのかっていう……。ここは、僕も町民の声を背負っていますので、はっきりお伝えしておきたいというか、改めてそこを再質問という形にしますけども、今までやってきている移住定住施策、今のご答弁だと、これまで継続的にやるというような答弁だったと思うんですけども、そこははっきり聞いておきたいと、まず思います。

2点目、公共施設の削減のことですけども、町長おっしゃるように、これは大変な問題、とても難しい問題だと思います。住民の納得とか合意が、もちろん大前提の話だと思うんですけども、やっぱり町長おっしゃるように将来世代の負担等考えると避けては通れない課題であるということの中で、いかに住民の納得、合意を得ていくかということが、本当、最重要課題になると思うんですけども、やっぱりこれって時間をかけて粘り強く合意形成していくことが求められると思うんですけども、1つの考え方として、これ前回も言ったんですけど、何をやるかではなくて、何を残したいかという観点で町民に考えてもらうということが大事だと思うんですよね。

例えば15年後、2040年、上関町の人口推計1,000人強、よくもって1,300人台というふうに推計されていますけど、15年後、1,000人強の上関町になったときにどうなっていたいかということを考えていく。例えばそれが次世代に投資したい町、例えば教育に注力したいという町になっていたということであれば、じゃあ、何か削らないといけないよねというふうになっていったりするのかなと思うんですけども。

改めて僕が言うことでもないと思うんですけども、やっぱりこの公共施設の問題って、すごい大きいと思うんですよね。解体されずに老朽化した建物が立入禁止のテープ巻かれていくということ以上に、やっぱりこういうところを減らさないと、これから上関町内に生まれてくる子とか、上関に住もうという人たちのことを思うと、そういうことは減らさないと教育費とかに充てられなくなっちゃう。減らさないと、ますます移住先としても、住む場所としても選ばれなくなってしまうということとかを考

えると、とても重大な問題であるし、ここをいかに住民の納得とか合意を得ながら進めていくという、これこそが僕は持続可能なまちづくりなんではないかというふうに思うんですけども。

一つ、再質問という形になるんですけども、僕は住民のワークショップとかということをいろいろ今後、夏、企画されていると思うんですけども、やっぱり僕は地域を超えて、世代を超えて合意形成を図っていくということが大事だと思うんですけども、祝島と本土側の2か所開催という、それはそれでメリットはあるのかなとは思いますが、やっぱり地域、世代を超えてということは、現時点であまり考えていらっしゃるのでしょうか。質問、伝わりましたでしょうか。

整理しますね。再質問1つ目、定住対策についてです。

継続ということだという理解でいいのかということが、まず一つ。もう一つが、僕はやっぱり地域、世代を超えて、2040年、例えば15年後、上関町はどういう町になっていきたいかということを、地域、世代を超えて共通のビジョンを持てるような空気感づくり、場づくりが必要だと思うんですけども、その点、ワークショップ、今の計画では祝島と本土、別々の開催ということになっていますけども、一緒にするということとかは考えていらっしゃるのかということを、まず伺います。

○議長（岩木 和美） 西町長。

○町長（西 哲夫） 秋山議員からいろいろご指摘を頂きました。現在の定住対策は非常に不十分であると、それが子育て支援も不十分であって、定住移住につながっていないというようなご批判も頂いたかと思います。それで、現在の定住対策でよいのかと、新たな政策は必要ではないかと、いろいろご提案を頂きました。

それじゃ、この定住対策、我々が今いろんな意見を参考にしながら、予算も議会に示しながら議決を頂いて、子育て支援、定住対策につながるような施策を打ち出してくておりますが、それではまだまだ不十分ということでございます。かつ、反対に財源は縮小しながら、公共事業の投資も考え直したらどうかというようなご意見も頂いております。

非常にこの問題は難題であろうかと思しますので、ぜひとも秋山議員さんには具体的な、こうこうこうして、この財源でこういうふうにしたら定住移住が振興策につながりますよというようなご提案をしていただければ大変ありがたいと思います。

我々も一生懸命、担当課と考えながら、どうしたら定住移住につながるだろうか、人口減少につながるだろうかということで、もう12月から次年度の予算編成にいろいろ各課と検討を重ね、削減するところは削減して、それぞれ各課で要望が上がってきます。しかし、その要望を全部受けて予算化すれば膨大な予算になって、非常に財政の危機的状況が早まっていくという状況なので、カットするところはカットするというような感じで折衝しながら予算つくって、皆さんに提示して、3月でご承認いただいて、そうした政策を進めているという状況ですので、秋山議員さんにおかれましては、ここはこういう問題があるから、こうしたら定住につながるんじゃないかというような、そういう政策を提示してご批判いただいたらというように考えております。

それと、地域、世代を超えて政策を……。

○議長（岩木 和美） 秋山議員、まだ答弁……。

○議員（9番 秋山 鈴明） 継続ということでもいいのかという質問でした。

○議長（岩木 和美） 秋山議員、町長が答弁されますので。

○町長（西 哲夫） 秋山議員、冷静にね、話し合いなさい。

○議員（9番 秋山 鈴明） 質問が、継続ということでもいいのかと……。

○議長（岩木 和美） 秋山議員。

○町長（西 哲夫） 委員会ではないんですからね、これは。

それと、地域、世代を超えて政策を作成したらどうかということですが、これは総合計画については、我々が一方的に決めるわけでも何でもありません。やはり、そうした総合計画をつくるに当たって、それぞれ公募しております。町民の中から委員になる方を公募しておりますし、それぞれの代表者の方にも策定委員になっていただいて、住民から上がったアンケート等も参考にしながら作成するわけで、一方的につくるわけでも何でもありませんので、秋山議員さんもしっかり一島民として、

いろんな場面でそういうご意見を頂いたらというように思いますので、よろしくお願いします。

○議長（岩木 和美） 町長、今、秋山議員の再質問で、成果を出していないのに、子育て支援、行政支援というのを住宅とかの支援に継続という認識でよいのかということを知りたいという質問でしたよね。

○議員（9番 秋山 鈴明） はい。十分な成果を出していないというふうに町長が認めている中で、それでも継続ということなのかということを、まず1本聞きました。

○議長（岩木 和美） 秋山議員。

○議員（9番 秋山 鈴明） もう一つは、ワークショップの開催を祝島と本土とか、世代と地域を超えてやるのが大事だというふうに思っているので、一緒にやるということを考えていないのかという質問をしました。

○議長（岩木 和美） ワークショップを、地域、世代を超えて、だから祝島、本土側というのではなくて一緒にやったらどうかという質問でした。西町長。

○町長（西 哲夫） それでは、祝島の方がこちらにわざわざお見えになって、そういう協議会に入っていただくということでよろしければ、それはそれでいいと思います。

○議長（岩木 和美） それと町長、この子育て支援とかというのを継続するという認識でよいのかということについても答弁をお願いします。西町長。

○町長（西 哲夫） 継続すると言っていいのかという質問ですけど、令和6年度の予算で定住対策、また、子育て支援については予算化しております。また、令和7年度の予算については、やはりこれからそういう成果を見ながら、また、財政状況を見ながら来年度の予算編成を12月から取りかかるわけで、ここでそれを続けていくとか、そういうことを断言することは、まだ時期尚早と思っております。

○議長（岩木 和美） 秋山議員。

○議員（9番 秋山 鈴明） ごめんなさい。僕が誤解を招くような言い方をしたのかもしれないんですけども、今やっていることが継続するとして、何か新たな手を打た

ないんですかということちょっと聞きたいんですよね。人口減少対策が喫緊だっというふうに今おっしゃっていて、特に本土側の子育て世帯なんかも、すごい危機感を持っている。複式になる児童数になっていたりとかして、すごい危機感を持っているわけですよね。そういった中で、何回も言いますけど、別に今やっていることを僕は否定しているつもりはなくて、今やっているものだけで十分と思っていっぱやるのかという。十分と思っていっぱやらなくて人口減少対策が喫緊だというふうにおっしゃっているんだったら、何か新しい手を打たないといけないんじゃないんですかということ聞いております。

もちろん、今までやってきたことを効果が出ていないと言っていないです。効果は出ていると思いますし、一方で、町長が十分な効果が出ていないとも言っている中で、それでも別の何か手を打つということをしていないのかということちょっと聞いているわけですよね。その辺が子育て世代、特に町民の方から、本当に人口減少対策が喫緊だというふうには役場は言っているけど、実際に中身が見えてこないよねという話に、僕のところに届いたりするわけですよね。人口減少対策が喫緊だっておっしゃる割には、何かもっと手を打っていいんじゃないかということ、やっぱり町民の方は疑問に思っているというか、その上で特に何か新しく手を打つことはないのかということの質問だったんですけど。今回の一番最初の質問でも、そういうもので議論ができたかなというふうには思っていたんですけど、なかなか思うように、こちらの伝え方も下手なんだと思うんですけども。

そこは質問とかじゃなくて、声を届けるという形になるんですけども、特に子育て世代の方々とかは、すごい危機感、かなり持っていっぱやいますので、やはり新しい今までの政策が十分か十分でないかということではなくて、次の手を打つということをもっと考えていくべきなのではないかなというふうに思います。まず、それをお伝えしておきます。

はい、以上です。

○議長（岩木 和美） 秋山議員、これが3回目の質問でよろしいですかね。

○議員（9番 秋山 鈴明） はい。

○議長（岩木 和美） 西町長。

○町長（西 哲夫） 秋山議員さんから、子育て支援世代が非常に危機感を持っていると、今の政策のままでよいのかということですけど、子育て支援については、この近隣の町と、うちの町の予算を見ていただければ分かると思いますよ。相当、今、上関町は予算をつけて、そういう子育て支援にもしっかり予算をつけておけることは予算書を見ていただければお分かりと思います。

それでもなお不十分で危機感があるというのであれば、やはり町の財政状況というものもあります。この上関町の財政状況で、しっかりそうした子育て支援とか定住対策にはできるだけの予算は組み入れておけると思います。隣の市とか町とかには負けなぐらいの手厚い支援はさせていただいているというように思っておりますので、ここがまだ足りないんじゃないか、これをこうしたら定住へつながるんじゃないか、子育て支援につながるんじゃないかという具体的な、先ほども申し上げましたけど具体的な施策を示していただいて協議していただければ、我々も、そこは財源等いろいろ見ながら、なるほどということがあればしっかり施策に組み入れていきたいという考えは一つも否定するわけでも何でもございませんので、しっかりそこらあたりを具体的にお示しいただいたらと思いますので、秋山議員さんにおかれましてもご協力をお願いいたします。

○議長（岩木 和美） 秋山鈴明議員の一般質問を終わります。

○議長（岩木 和美） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、6月12日水曜日午前9時から開きます。

本日はこれにて散会します。

午前11時31分散会

令和6年 第2回（定例）上 関 町 議 会 会 議 録（第3日）

令和6年6月12日（水曜日）

議事日程（第3号）

令和6年6月12日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 追加議案

日程第3 議事

議案第1号～議案第5号

報告第1号～報告第2号

選挙第1号

追加議案第1号～第3号

追加報告第1号

日程第4 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 追加議案

日程第3 議事

議案第1号～議案第5号

報告第1号～報告第2号

選挙第1号

追加議案第1号～第3号

追加報告第1号

日程第4 議員派遣の件

出席議員（10名）

1 番	山谷	良数議員	2 番	海下竜一郎議員
3 番	柏田	真一議員	5 番	山戸 孝議員
6 番	清水	康博議員	7 番	右田千賀子議員
8 番	古泉	直紀議員	9 番	秋山 鈴明議員
10 番	山村	泰志議員	11 番	岩木 和美議員

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 梶本 幸裕

説明のため出席した者の職氏名

町長	西 哲夫	副町長	橋本 政和
教育長	山方 純	総務課長	山内 孝幸
企画財政課長	坪金 由美	住民課長	立畠 信昭
保健福祉課長	大西 勇	産業観光課長	磯辺 一男
土木建築課長	田中 健一	教育次長	北谷 勲

午前 9 時 00 分開議

○事務局長（梶本 幸裕） 起立、礼。着席。

○議長（岩木 和美） ただいまの出席議員は 10 名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、お願いしておきます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードでお願いします。

傍聴席をお願いします。本会議中は私語は慎まれ、お静かにしていただくようお願いいたします。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（岩木 和美） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 108 条の規定により、議長において、柏田真一議員、山戸孝議員、兩名を指名します。

ここで、ご報告します。初日に配付しました陳情は部分的なものでしたので、全文をお手元に配付させていただきました。ご確認ください。

日程第 2. 追加議案

○議長（岩木 和美） 日程第 2、追加議案について、追加議案第 3 号を議題にします。

議案逐条説明に入ります。

追加議案第 3 号令和 6 年度上関町一般会計補正予算（第 2 号）について、坪金企画財政課長。

〔企画財政課長説明〕

追加議案第 3 号 令和 6 年度上関町一般会計補正予算（第 2 号）について

○議長（岩木 和美） 以上で、議案逐条説明を終わります。

日程第 3. 議事

○議長（岩木 和美） 日程第 3、議事に入ります。

議事に入る前に、議案審査の要領ですが、一応、逐条説明が終わっていますので、執行部より補足説明があれば説明を行った後、審議を進めたいと思います。執行部の補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 補足説明はないようです。

なお、上関町議会会議規則第49条「発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない」ということと、第50条「質疑は同一議員につき、同一議題について3回を超えることができません」、これを遵守の上、ご質疑をお願いします。

議案第1号専決処分の承認についてを議題とします。

（1）令和5年度上関町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について、予備審査も終わっておりますので、歳出で審議をお願いします。令和5年度事項別明細書の3ページ、4ページをお願いします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑なしと認めます。

（2）令和5年度上関町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について、予備審査も終わっておりますので、歳入歳出一括で審議をお願いします。事項別明細書の7ページから16ページをお願いします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑なしと認めます。

（3）令和5年度上関町用地取得事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について、予備審査も終わっておりますので、歳入歳出一括で審議をお願いします。事項別明細書の19ページ、20ページをお願いします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑なしと認めます。

（４）町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定の専決処分について、議案の１３ページ、１４ページをお願いします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑なしと認めます。

（５）上関町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定の専決処分について、議案の１５ページから２５ページで審議をお願いします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑なしと認めます。

（６）上関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分について、議案の２６ページ、２７ページで審議をお願いします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑なしと認めます。

これより議案第１号専決処分の承認についてを採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第２号令和６年度上関町一般会計補正予算（第１号）についてを議題とします。予備審査も終わっておりますので、歳出で審査をお願いします。令和６年度事項別明細書の２ページをお願いします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑なしと認めます。

これより議案第2号令和6年度上関町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号令和6年度上関町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。別冊の上関町簡易水道事業会計補正予算書の1ページから5ページでご審議をお願いします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑なしと認めます。

これより議案第3号令和6年度上関町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号町道の路線認定の変更についてを議題とします。議案の30ページでご審議をお願いします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑なしと認めます。

これより議案第4号町道の路線認定の変更についてを採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを議題とします。議案の31ページ、32ページでご審議をお願いします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑なしと認めます。

これより議案第5号山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

報告第1号令和5年度上関町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、議案の33ページ、34ページで質疑を許します。質疑はありますか。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

報告第2号第14期一般財団法人なごみの事業計画の報告について、議案の35ページから40ページで質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑がないようですので、質疑を終了します。

選挙第1号上関町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うこ

とに決定しました。

お諮りします。被選挙人の指名方法については、議長において指名することにした
いと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決
定しました。

それでは、これより候補者名簿を配付いたしますので、暫時休憩とします。

午前9時17分休憩

午前9時18分再開

○議長（岩木 和美） 休憩を解き、会議を再開します。

候補者名簿がお手元に届いたと思いますが、上関町選挙管理委員会委員には、村田
景昭氏、石山泰人氏、高橋真理氏、高松満子氏、以上の方々を指名いたします。

お諮りします。ただいまの指名につきまして、同法第118条第3項の規定により、
議長において指名いたしました委員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 異議なしと認めます。ただいま指名しました方々が委員に当選
されました。

次に、上関町選挙管理委員会委員補充員を指名します。第1順位、下村正和氏、第
2順位、山方由美子氏、第3順位、横道智佳代氏、第4順位、石原豊人氏、以上の
方々を指名いたします。

お諮りいたします。ただいまの指名につきまして、同法第118条第3項の規定に
より、議長において指名いたしました補充員を当選人と定めることにご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 異議なしと認めます。ただいま指名しました方々が補充員に当

選されました。

追加議案第1号工事請負契約の締結について、工事名、令和6年度 かみのせきハイツ外壁改修工事を議題とします。追加議案の1ページでご審議をお願いします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑なしと認めます。

これより追加議案第1号工事請負契約の締結について、工事名、令和6年度 かみのせきハイツ外壁改修工事を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加議案第2号工事請負契約の締結について、工事名、令和6年度 上関（福浦）地区单身者用住宅建設工事（建築主体）を議題とします。追加議案の2ページ、3ページでご審議をお願いします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑なしと認めます。

これより追加議案第2号工事請負契約の締結について、工事名、令和6年度 上関（福浦）地区单身者用住宅建設工事（建築主体）を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加議案第3号上関町令和6年度一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。事項別明細書、令和6年6月12日付の2ページでご審議をお願いします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。古泉議員。起立でお願いします。

○議員（８番 古泉 直紀） すみません。この事項別明細書で節１８ですかね、負担金補助及び交付金で物価高騰重点支援事業、新たな住民税均等割り非課税世帯等となっていますが、これは今年度の確定申告によるもので、これだけ増えたということなんでしょうか。

○議長（岩木 和美） 坪金企画財政課長。

○企画財政課長（坪金 由美） ただいまの古泉議員さんのご質問にお答えいたします。

先ほどもちょっとご説明をさせていただきましたが、税情報の確定というのが、確定申告等を含めて６月ということになっておりますので、そちらの結果を基にはじき出した数値が当初の見込みよりも大きかったということで、こちらの追加補正という形になっております。

以上です。

○議長（岩木 和美） 古泉議員。

○議員（８番 古泉 直紀） この事業は今年度事業になるんですね。

○議長（岩木 和美） 坪金企画財政課長。

○企画財政課長（坪金 由美） はい、おっしゃるとおりです。今年度の事業になります。

○議員（８番 古泉 直紀） ありがとうございます。

○議長（岩木 和美） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） これをもって質疑を終わります。

これより追加議案第３号令和６年度上関町一般会計補正予算（第２号）についてを採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加報告第1号専決処分の報告について、工事名、令和5年度 白井田地区道路新設事業に伴う建物解体工事、追加議案の4ページで質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑はないようですので、質疑を終了いたします。

日程第4. 議員派遣の件

○議長（岩木 和美） 日程第4、議員派遣の件。

会議規則第110条第1項の規定により、お手元に配付のとおり派遣を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 異議なしと認められました。よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおりに決定しました。

○議長（岩木 和美） これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これにて、令和6年第2回上関町議会定例会を閉会します。

午前9時24分閉会
